

常総市
一般廃棄物処理基本計画

令和4年3月

常総市

目 次

第 1 章 総則	1
第 1 項 計画策定の主旨	1
第 2 項 計画目標年度の設定	1
第 3 項 計画対象区域	2
第 4 項 本計画の範囲	2
第 5 項 本計画の位置付け	3
第 6 項 関係法令	4
第 7 項 計画の進行管理	5
第 2 章 地域の概要	6
第 1 項 位置と地勢	6
第 2 項 社会環境の特性	7
第 3 項 生活環境の特性	10
第 3 章 ごみ処理基本計画	12
第 1 項 ごみ処理の現況及び課題	12
第 2 項 ごみ処理の評価及び課題	23
第 3 項 ごみの発生量及び処理量の見通し	24
第 4 項 国及び県の目標値	29
第 5 項 基本目標	30
第 6 項 目標値の設定	31
第 7 項 ごみの発生・排出抑制の方策	36
第 8 項 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項	39
第 4 章 生活排水処理基本計画	40
第 1 項 生活排水を取り巻く社会情勢	40
第 2 項 生活排水処理の状況	41
第 3 項 基本方針	44
基本目標	45
第 4 項 生活排水処理基本計画	46
ごみに関する主な用語の説明.....	48

第1章 総則

第1項 計画策定の主旨

私たちの生活や社会経済活動は、地球温暖化や資源の枯渇など、人類の生存基盤に関わる深刻な影響を及ぼしてきました。そのため、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムからの脱却に向けて、様々な取組を進めてきました。

国際社会においては、平成27年9月に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連サミットにて採択され、持続可能な世界を実現するための世界全体目標である17のゴールと169のターゲットから構成される「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。

我が国では、SDGsの考え方を踏まえ、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指し、「循環型社会形成推進基本法」に基づき、関連する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

茨城県では「第5次茨城県廃棄物処理計画（令和3年度～令和7年度）」を策定し、県民や事業者、行政、廃棄物処理業者等の各主体が目標の共有や連携を図りながら、それぞれの立場における廃棄物の3Rや適正処理の取組を推進して、持続可能な循環型社会の形成を目指していくこととしています。

こうした状況の中、常総市（以下「本市」という。）は常総地方広域市町村圏事務組合及び下妻地方広域事務組合（以下「組合」という。）で策定された「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」により、循環型社会を目指してきました。同計画においては、「循環型社会」の構築、焼却残渣の有効利用、ごみの発生・排出抑制、ごみの資源化などに取り組んでいます。

常総市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）の策定は、本市における「循環型社会」の形成に向け、廃棄物行政に係る様々な問題について、総合的な見地から検討を行い、市民・事業者・行政が一体となり、更なるごみの減量・再資源化、適正処理・処分を推進するとともに、生活排水の適切な処理と水質汚濁の防止を図ることを目的に策定するものです。

第2項 計画目標年度の設定

計画期間は計画策定時より10年間とし、令和4年度を初年度、令和13年度を目標年度とします。計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うこととします。なお、中間目標年度を5年後の令和9年度とします。

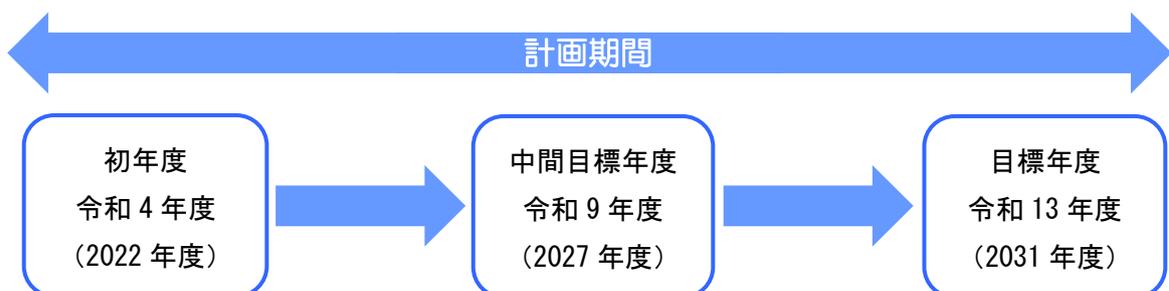


図1-1 計画の期間

第3項 計画対象区域

本計画の対象地域は本市全域とします。

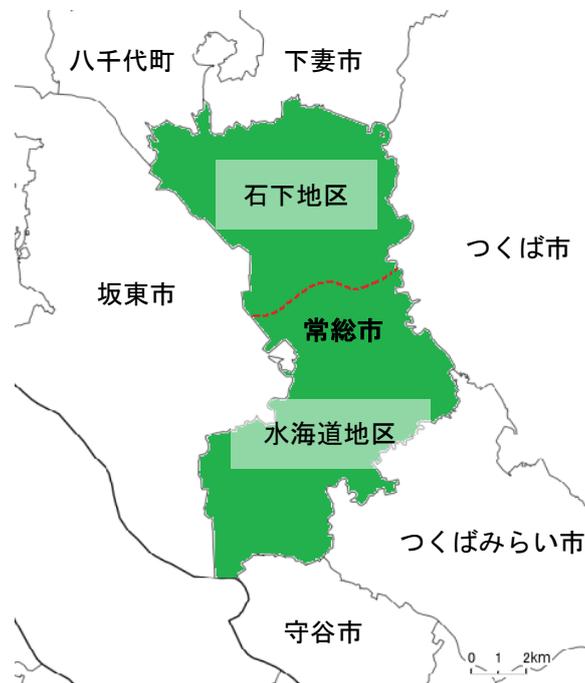


図 1-2 本市の位置

第4項 本計画の範囲

本計画の対象は、計画対象区域内で発生する一般廃棄物を対象とします。

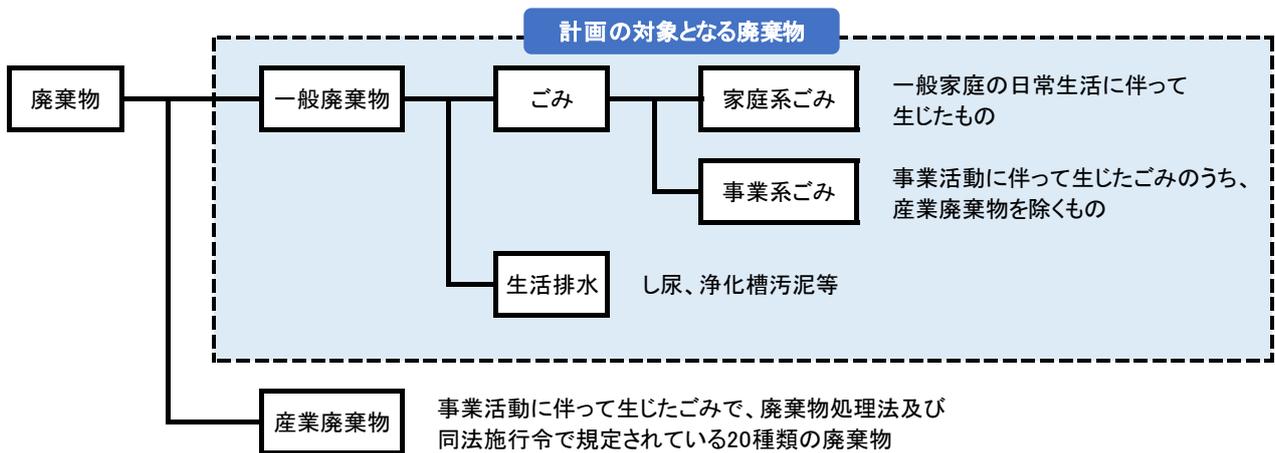


図 1-3 計画の範囲

第6項 関係法令

循環型社会の構築に向けた法体系を以下に示します。



図 1-5 一般廃棄物処理基本計画と上位計画等の関係

第7項 計画の進行管理

本計画の実効性を確保していくためには、計画の適切な進行管理を行う必要があります。進捗状況や成果を点検・評価し、さらにそれを次の取り組みに反映させる仕組みが重要です。

そこで、本計画の進行管理は、環境マネジメントシステムの考え方に基づき、『計画：Plan』、『実行：Do』、『点検・評価：Check』、『見直し：Action』という手順によるPDCAサイクルを用い、これらを繰り返し行っていくことで計画の進捗状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善を図ります。

このサイクルは、1年を基本単位として実施しますが、点検・評価の結果や社会情勢の変化、本市の環境に大きな変化が生じた場合等には、関係機関と協議の上、計画全体の見直しも行います。

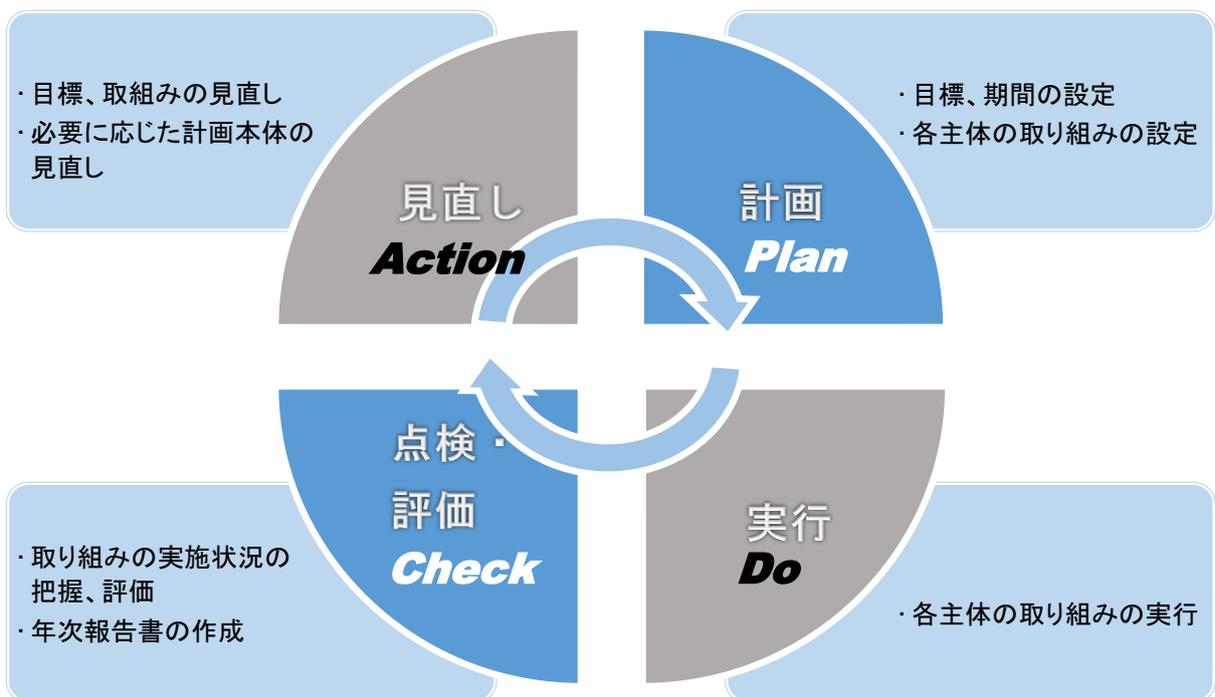


図 1-6 PDCA サイクル

第2章 地域の概要

第1項 位置と地勢

本市は茨城県の南西部、都心から 55km 圏内に位置しており、東はつくば市・つくばみらい市、西は坂東市、南は守谷市、北は八千代町・下妻市にそれぞれ接しています。

南北は約 20km、東西は約 10km の広がりを持ち、面積は 123.64 km²です。標高は約 5～24m で、気候は太平洋型の気候であり、四季を通じて穏やかです。

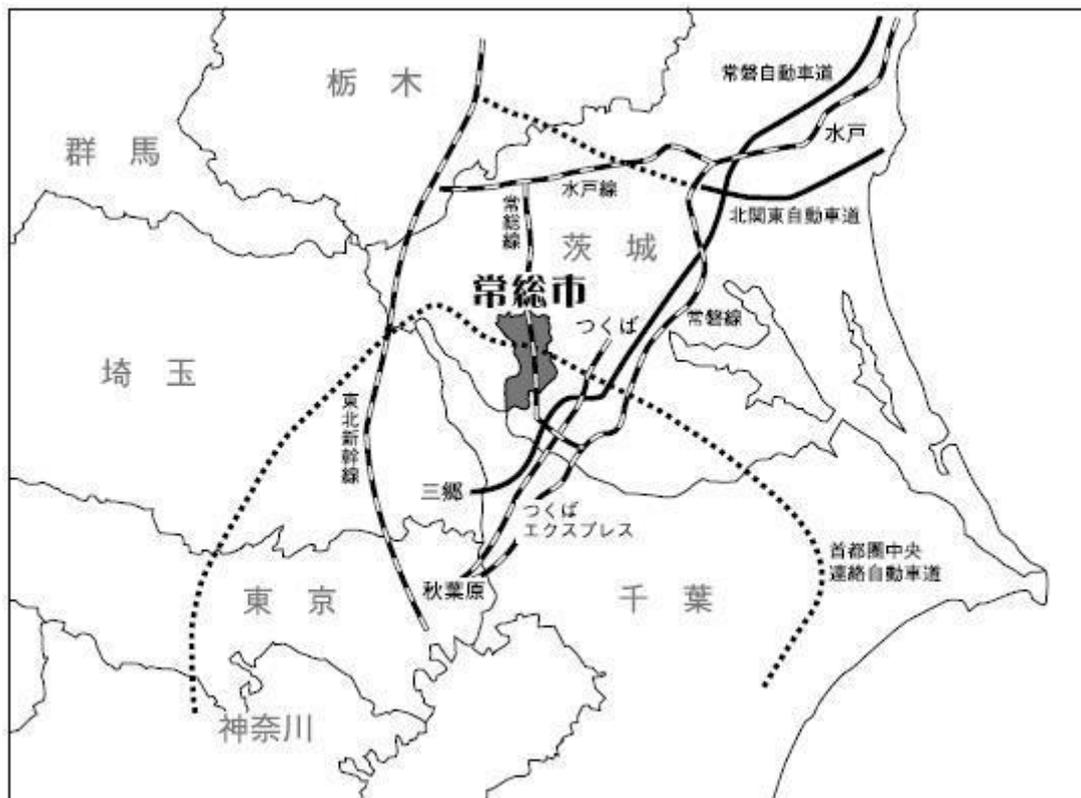


図 2-1 常総市の位置

第2項 社会環境の特性

1 人口動態、分布状況

1) 人口の動向

本市の人口及び世帯数の推移は次のとおりです。

令和2年の人口は59,314人であり、平成28年に比べて1,579人(2.1%)減少しています。

一方、令和2年度の世帯数は、22,168世帯であり、平成28年度に比べて1,397世帯(10.4%)増加し、1世帯当たりの人口が減少しています。

表2-1 人口の推移

	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)
人口	60,893	60,829	60,337	59,647	59,314
世帯数	20,771	21,329	21,549	21,668	22,168
1世帯あたり人口	2.9	2.9	2.8	2.8	2.7

資料:常総市統計書 常住人口(各年10月1日)

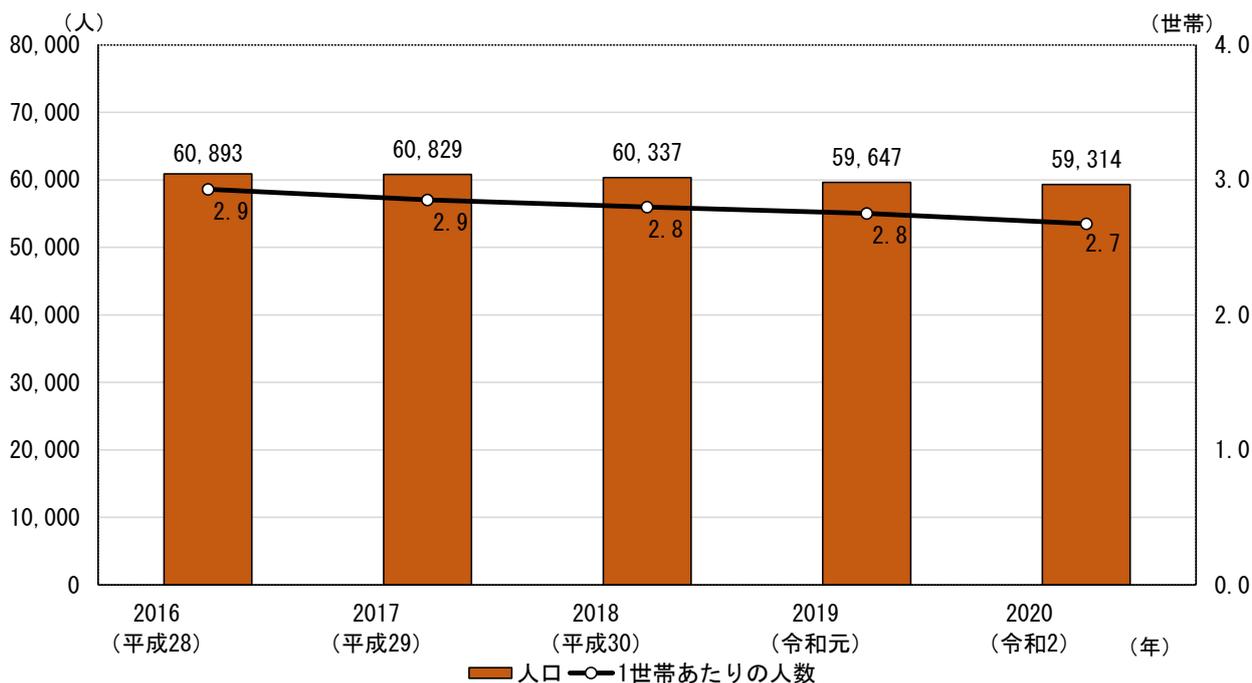
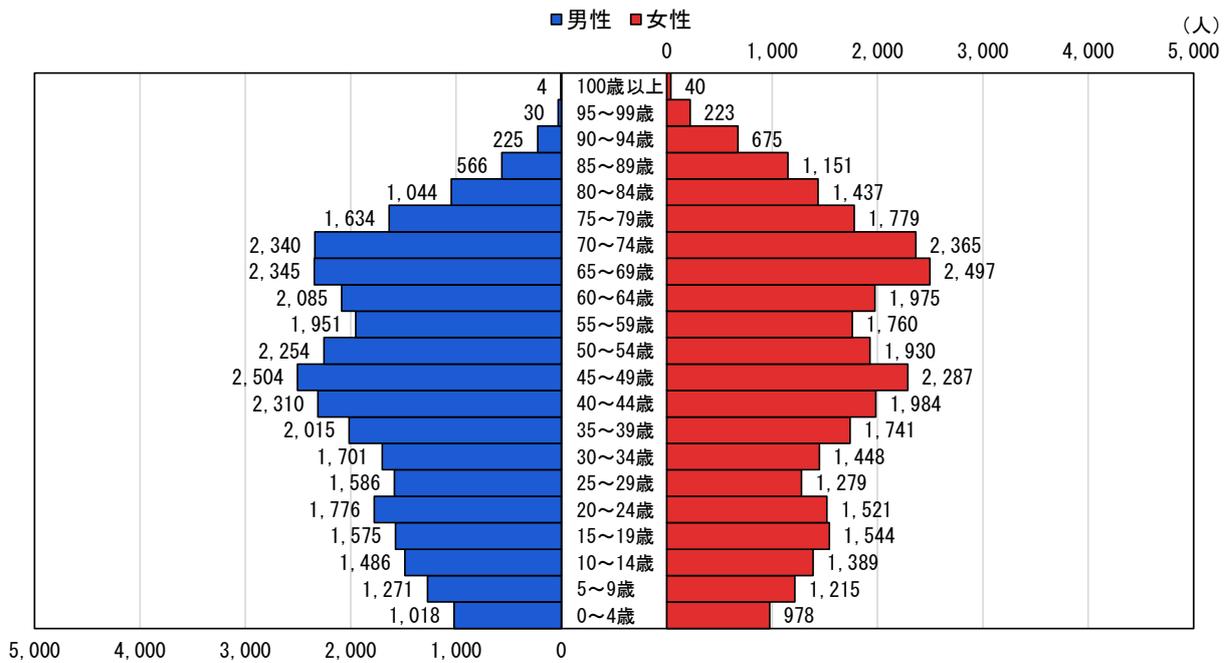


図2-2 人口及び世帯数の推移



資料:常総市統計書 住基人口(4月1日)

図 2-3 人口ピラミッド (令和 2 年)

2) 高齢者人口の動向

本市の高齢者人口の推移は次のとおりです。65 歳以上の高齢者人口が増加しており、高齢化が進んでいます。

表 2-1 高齢者人口の推移

	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)
65歳以上	17,197	17,547	17,790	17,879	18,107

資料:常総市統計書 常住人口(各年10月1日)

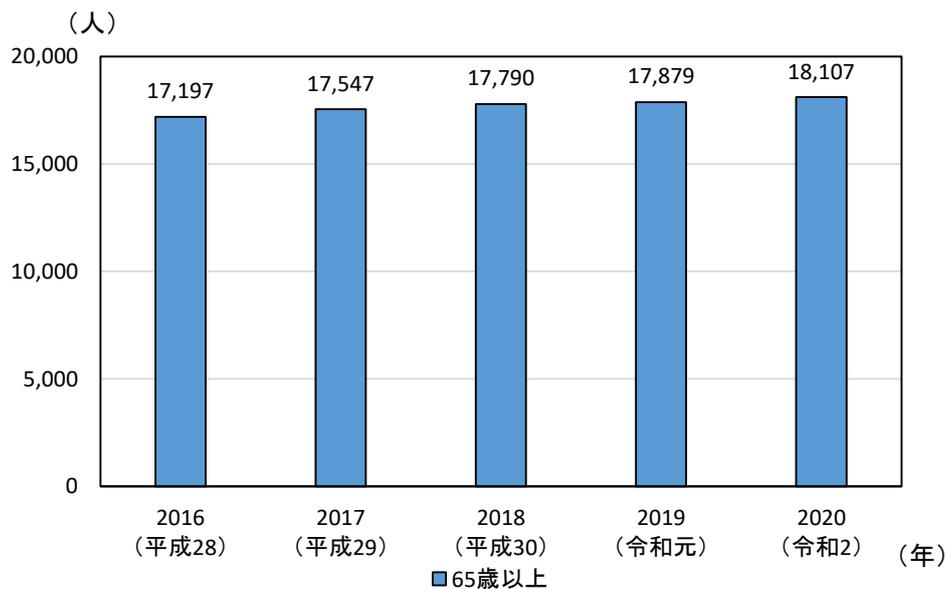


図 2-4 高齢者人口の推移

2 産業の動向

本市の産業別人口は次のとおりです。

本市の産業は、古くから農業を中心に発展してきましたが、近年の農業を取り巻く環境の変化などに伴い、第一次産業はその比率が徐々に低下してきています。それと共に、建築業、製造業などの第二次産業及び商業、サービス産業を中心とする、第三次産業を主体とした就業構造に移行してきています。

産業別人口は第三次産業人口の割合が高く、業種別では、製造業が一番多く、次いで卸売業・小売業、医療・福祉、建設業と続きます。

表 2-2 地域の産業別人口（平成 27 年）

産業分類		単位(人)
第一次産業	A 農業, 林業	1,602
	B 漁業	6
	第一次産業合計	1,608
第二次産業	C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	3
	D 建設業	2,359
	E 製造業	8,034
	第二次産業合計	10,396
第三次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業	77
	G 情報通信業	250
	H 運輸業, 郵便業	2,184
	I 卸売業, 小売業	3,808
	J 金融業, 保険業	349
	K 不動産業, 物品賃貸業	337
	L 学術研究, 専門・技術サービス業	724
	M 宿泊業, 飲食サービス業	954
	N 生活関連サービス業, 娯楽業	1,084
	O 教育, 学習支援業	1,080
	P 医療, 福祉	2,506
	Q 複合サービス事業	310
	R サービス業(他に分類されないもの)	1,375
	S 公務(他に分類されるものを除く)	754
第三次産業合計	15,792	
その他	T 分類不能の産業	2,142
合計		29,938

出典：国勢調査

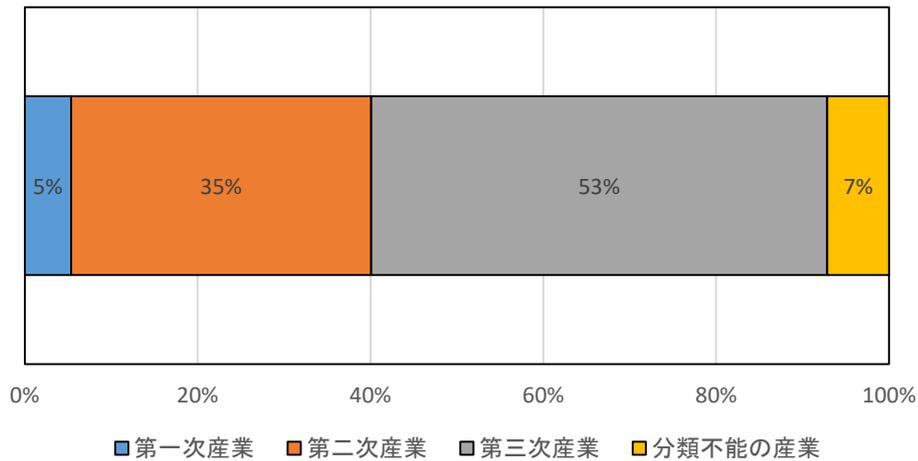


図 2-5 地域の産業別人口

第 3 項 生活環境の特性

1 主要な交通

本市は、関東鉄道常総線が市の東部を南北に走り、水海道駅・北水海道駅・中妻駅・三妻駅・南石下駅・石下駅・玉村駅の 7 つの駅があります。取手駅で JR 常磐線、守谷駅でつくばエクスプレス、下館駅で JR 水戸線・真岡鐵道真岡線に接続しており、首都圏や水戸・小山方面に向かう市民の移動手段となっています。

また、本市では「予約型乗合交通ふれあい号」を運行しており、市内の公共施設や病院、商店などに乗り合いで送迎を行っています。

2 土地利用状況

本市の土地利用面積は次のとおりです。

地目としては、田及び畑の農用地としての登記が多く、全体の約半分を占めています。また、宅地面積は年々増加しており、平成 22 年が 1,944ha であったのに対し、令和 2 年が 1,994ha と、10 年間で約 2.6% 増加しています。

表 2-3 地目別面積

面積 (ha)

	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
平成22年	12,352	3,654	2,721	1,944	9	712	66	1,535	1,711
平成23年	12,352	3,637	2,704	1,950	8	704	87	1,137	2,125
平成24年	12,352	3,635	2,698	1,957	8	705	86	788	2,475
平成25年	12,352	3,634	2,693	1,956	8	704	86	793	2,478
平成26年	12,352	3,633	2,688	1,958	8	700	86	799	2,480
平成27年	12,364	3,632	2,680	1,964	8	687	85	812	2,496
平成28年	12,364	3,630	2,667	1,971	8	680	90	821	2,497
平成29年	12,364	3,628	2,652	1,979	8	670	90	823	2,514
平成30年	12,364	3,626	2,624	1,979	8	657	88	849	2,588
令和元年	12,364	3,625	2,617	1,988	8	655	88	849	2,535
令和2年	12,364	3,620	2,606	1,994	8	642	88	871	2,535

資料：常総市統計書(各年度 1 月 1 日現在)

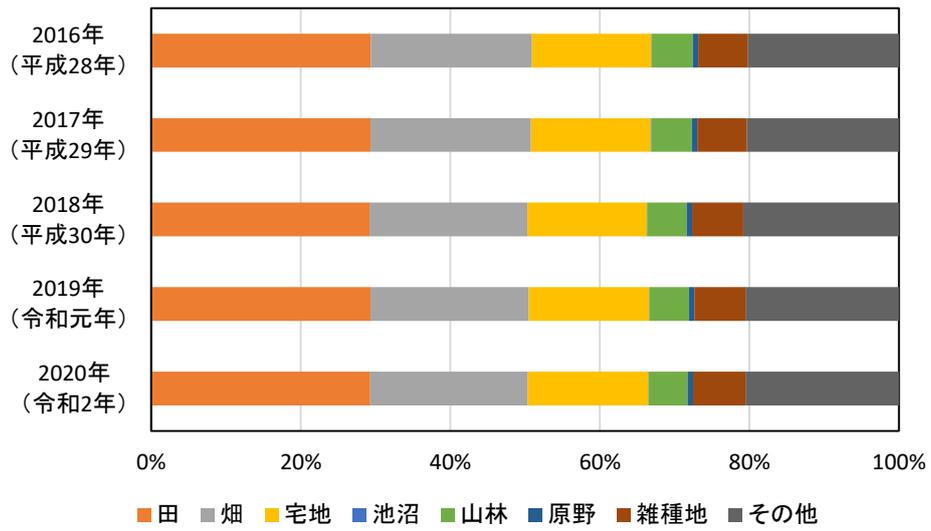


図 2-6 地目別面積 (5 ヶ年)

第3章 ごみ処理基本計画

第1項 ごみ処理の現況及び課題

1 ごみ処理フロー

本市から排出されるごみの流れを以下に示します。

水海道地区で収集したごみは、常総地方広域市町村圏事務組合の常総環境センター、石下地区で収集されたごみは下妻地方広域事務組合のクリーンポート・きぬにて処理しています。

処理後に発生する残渣は、常総環境センターは県内外の最終処分場へ処理を委託、クリーンポート・きぬは同組合の所有する最終処分場であるクリーンパーク・きぬにて埋立処分を行っています。

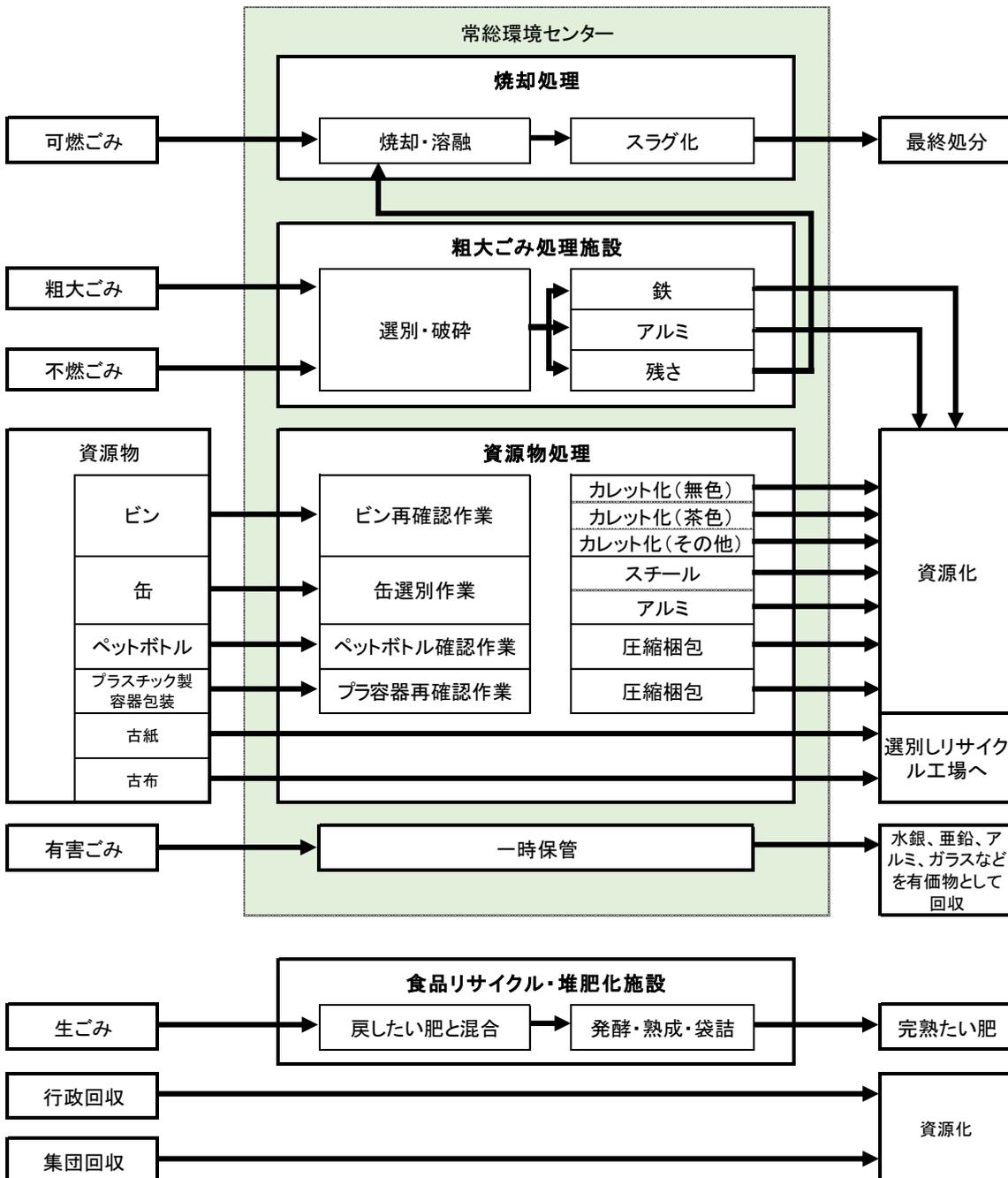


図 3-1 ごみ処理の流れ (常総環境センター)

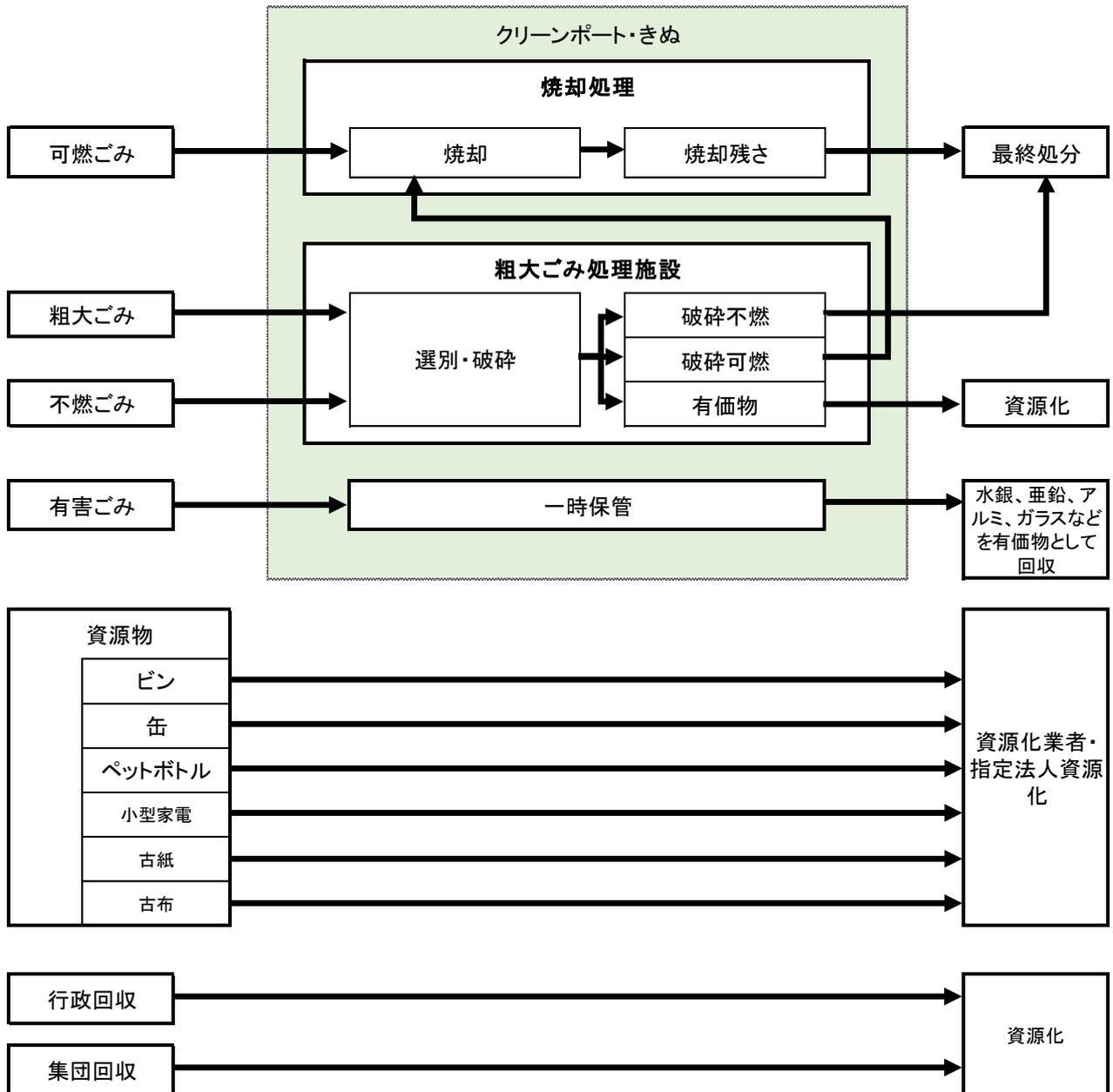


図 3-2 ごみ処理の流れ (クリーンポート・きぬ)

2 ごみ処理の体制

1) 収集運搬体制

分別区分、収集運搬体制を以下に示します。

表 3-1 分別区分（水海道地区）

		袋等	収集回数	対象となるごみの例
可燃ごみ		指定袋	2回/週	紙くず、たばこの吸い殻、紙おむつ、台所ごみ、木・枝 など
不燃ごみ		指定袋	1回/週	割れ物、ガラス、皮・ゴム製品、汚れた状態のプラスチック容器、汚れた状態の食品パック類 など
資源物	あき缶	指定袋	2回/月	飲料缶（スチール、アルミ）、缶詰の缶、スプレー缶など、なべ、やかん など
	あきビン	コンテナ	2回/月	清涼飲料水のビン、蜂蜜の容器（ビン）、調味料・油のビン など
	古布	ひも結束 透明袋	2回/月	綿製品でかたくないもの
	古紙	ひも結束	2回/月	新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック
	ペットボトル	指定袋	隔週	ペットボトルマークの付いた容器
	プラスチック製 容器包装	指定袋	1回/週	プラマークのついた入れ物、包み など
粗大ごみ		指定なし	直接自己 搬入 予約制	家具、布団・マット、ストーブ、畳、トタン板、自転車、一斗缶、タイヤ（外径76cm以内のもの） など
有害ごみ		専用回収箱	1回/月	乾電池（ボタン型乾電池、充電池を除く）、体温計（電子体温計を除く）、蛍光灯

表 3-2 収集運搬体制（水海道地区）

直 営	4 台 ※石下地区と重複
委 託	4 業者 18 台
許 可	20 業者 36 台

表 3-3 分別区分（石下地区）

		袋等	収集回数	対象となるごみの例
可燃ごみ		指定袋	2回/週	生ごみ・貝殻、紙おむつ、プラスチック・ビニール・ナイロン類、紙・木・布類・皮類・ゴム類、草 など
不燃ごみ		指定袋	隔週	せともの類・ガラス類・刃物・鏡、金属類、金属とプラスチック両方からできていて分解できないもの、あきカン類・あきビン類、あきビンなどのキャップ、電気コード類、スプレー缶・卓上用コンロのカセットボンベ など
資源物	あき缶・あきビン	コンテナ	1回/週	アルミ缶、スチール缶、無色ビン、茶色ビン、青・緑ビン、黒色ビン
	ペットボトル	コンテナ	1回/週	ペットボトルマークの付いた容器
古紙・雑誌・段ボール		ひも結束	1回/月	新聞紙、雑誌、段ボール
粗大ごみ		指定なし	直接自己搬入 予約制	家具、布団・マット、ストーブ、畳、トタン板、自転車、一斗缶 など
その他のごみ		専用回収箱	1回/月	乾電池、蛍光灯

表 3-4 収集運搬体制（石下地区）

直 営	4 台 ※水海道地区と重複
委 託	2 業者 5 台
許 可	25 業者 74 台 ※下妻地方広域事務組合全域で合わせたもの

2) 中間処理体制

可燃ごみ、不燃ごみの中間処理は、現在、組合で行なわれています。中間処理施設の概要を以下に示します。

表 3-5 中間処理施設の概要（水海道地区）

		常総環境センター	
所在地	茨城県守谷市野木崎4605番地		
敷地総面積	21,059㎡		
建築面積	10,955㎡		
延床面積	焼却施設	資源化施設	
	15,453㎡	8,018㎡	
処理能力	258t/24h (86t/24h × 3炉)	127t/5h	
		資源物処理44t/5h (缶7t/5h, ビン13t/5h, その他プラ19t/5h, ペッ トボトル5t/5h)	粗大ごみ処理83t/5h (粗大ごみ選別19t/5h, 破碎選別64t/5h)
処理方式	キルン式ガス化 溶融方式	破碎、選別、圧縮、梱包、保管	
建築年月	着工＝平成20年3月		
	竣工＝平成24年7月		

表 3-6 中間処理施設の概要（石下地区）

		クリーンポート・きぬ	
所在地	茨城県下妻市中居指1100番地		
敷地総面積	37,333.44㎡		
延床面積	焼却施設	粗大ごみ処理施設	
	6,394㎡	4,162㎡	
処理能力	200t/24h (100t/24h × 2炉)	45t/5h	
処理方式	ストーカ式	破碎、選別、圧縮、梱包、保管	
建築年月	着工＝平成6年8月		
	竣工＝平成9年3月		

3) 最終処分体制

可燃ごみなどを焼却処理した後の焼却残渣は、常総環境センター内で発生したものは県内外の最終処分場へ処理を委託、クリーンポート・きぬで発生したものはクリーンパーク・きぬにて埋立処分を行っています。

表 3-7 最終処分場の概要

	クリーンパーク・きぬ
所在地	茨城県結城郡八千代町大字大渡戸390番地
敷地総面積	86,676m ²
埋立面積	18,600m ²
埋立容量	113,000m ³
埋立期間	平成11年4月から令和8年3月(27年)

3 ごみ処理の実績

1) ごみ排出量の実績

ごみ排出量を以下に示します。本市のごみ排出量は増加傾向にあり、種類別で見ると可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、生ごみは増加傾向にあります。

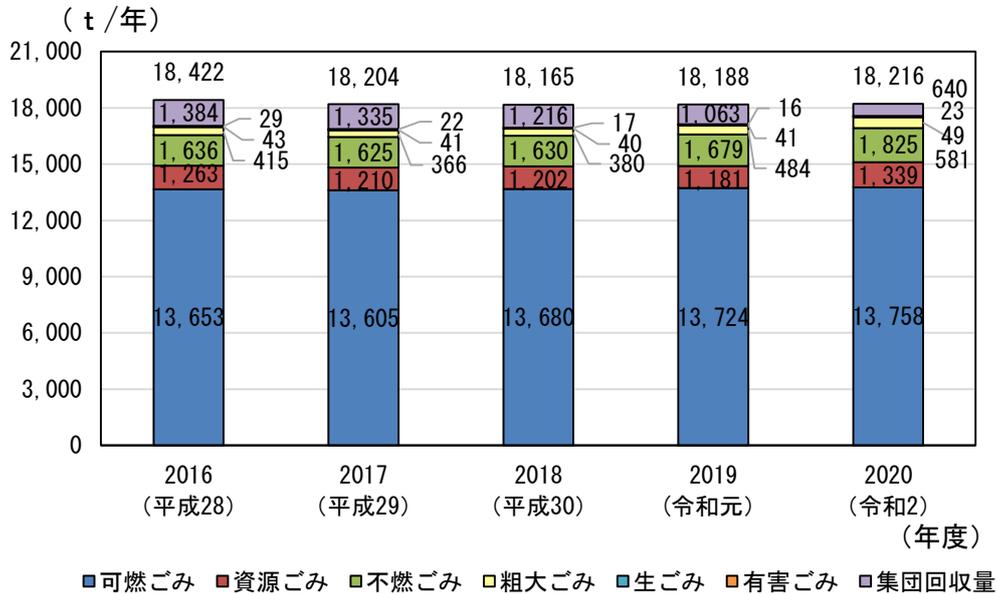


図 3-3 種類別排出量

※年間量は、小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

4 排出形態別排出量の実績

生活系ごみは平成 29 年度より増加傾向となり、事業系ごみは減少傾向となっています。

ごみ排出量は、一般的に経済水準の向上や好景気の継続によって増加し、不景気や資源の枯渇（オイルショックや経済封鎖等）によって減少する傾向があります。

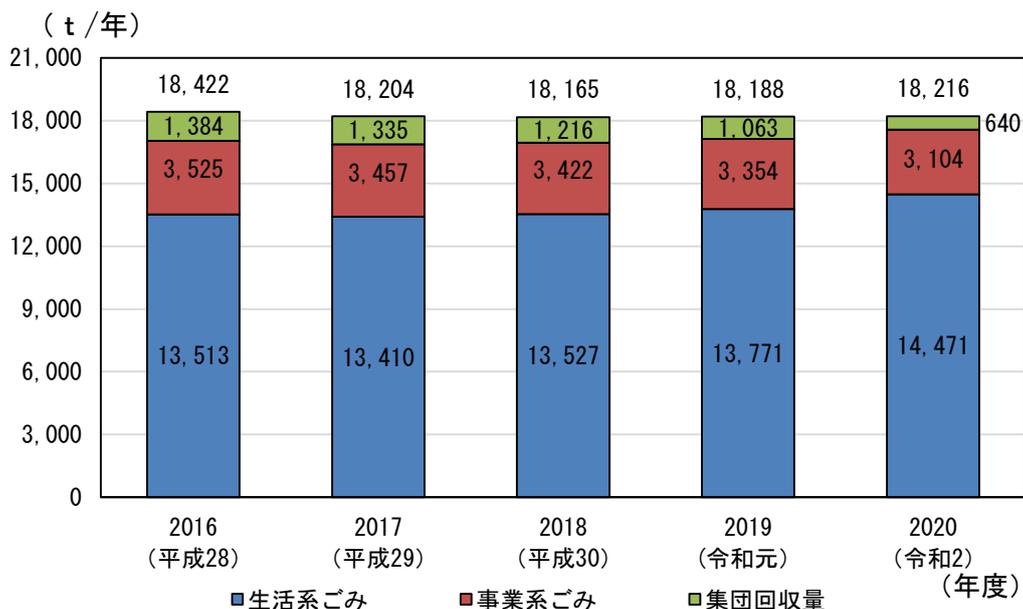


図 3-4 排出形態別排出量

※年間量は、小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

5 1人1日当たりの排出量の実績

1人1日当たりの総排出量は平成29年度から増加しています。

1日当たりの事業系ごみは減少傾向にあります。1人1日当たりの生活系ごみが増加傾向であるためと考えられます。

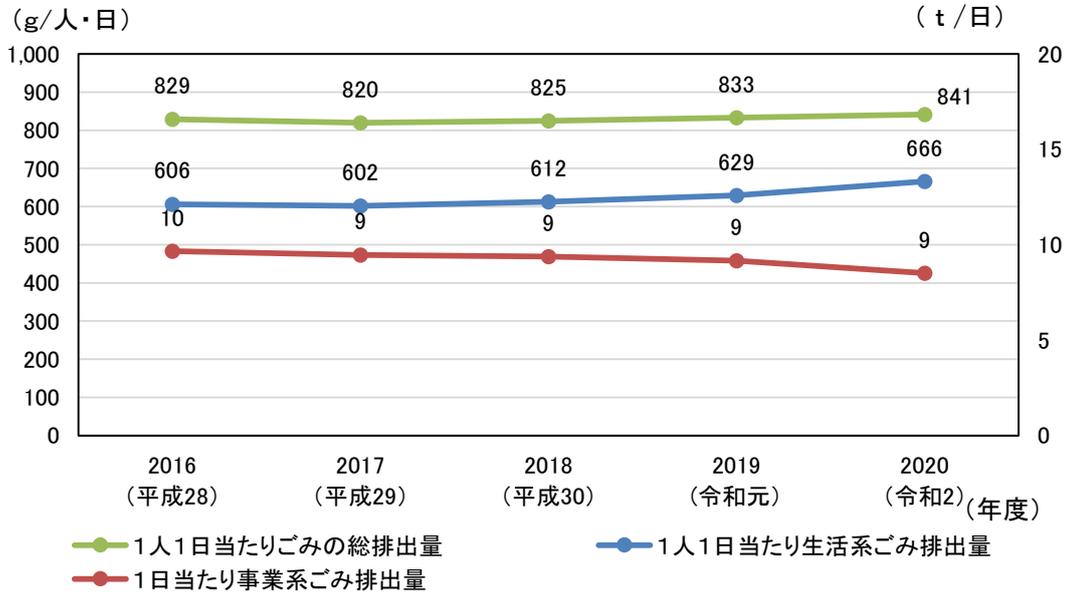


図 3-5 1人1日当たりの排出量

6 中間処理の実績

本市の焼却処理量を図 3-6、粗大ごみ処理量及び資源化量、たい肥化処理量と再資源化率を図 3-7 に示します。

分別された可燃ごみや粗大ごみは常総環境センター、クリーンポート・きぬでそれぞれ処理しています。焼却処理量は横ばいで推移しています。資源化量及び資源化率は減少しています。

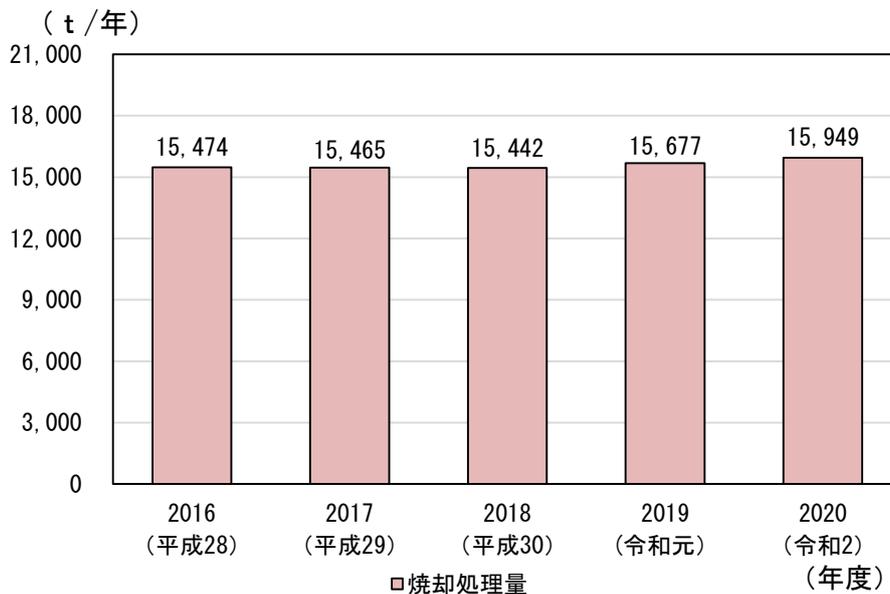


図 3-6 焼却処理量

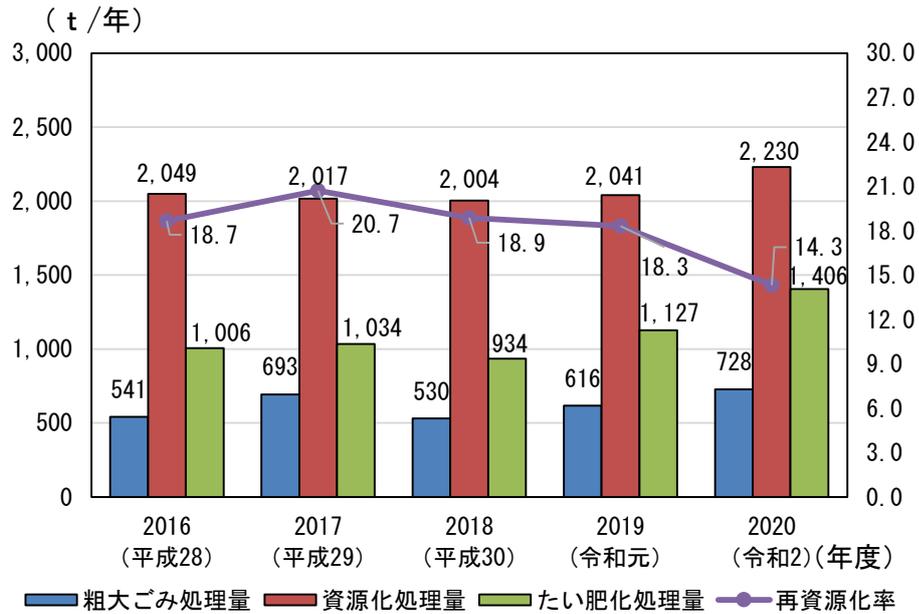


図 3-7 粗大ごみ、資源化、たい肥化処理量と再資源化率

7 最終処分の実績

組合で発生した焼却残渣等は、常総環境センターは県内外の最終処分場へ処理を委託、クリーンポート・きぬはクリーンパーク・きぬにて埋立処分を行っています。

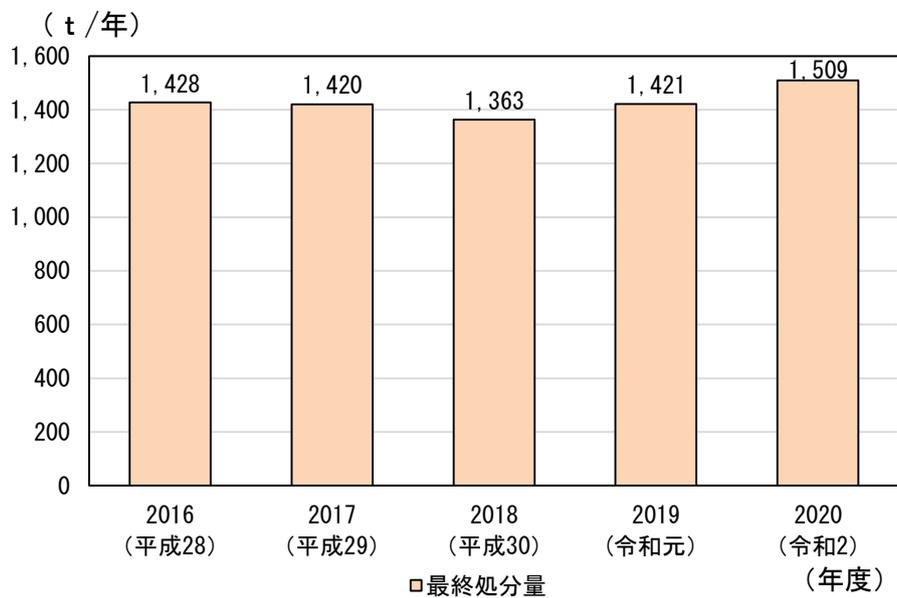


図 3-8 最終処分量

8 ごみの組成

常総環境センターにおける可燃ごみの組成分析の結果は次のとおりです。紙・布類が半分近くを占めており、ビニール・合成樹脂類は 1/5 程度を占めています。

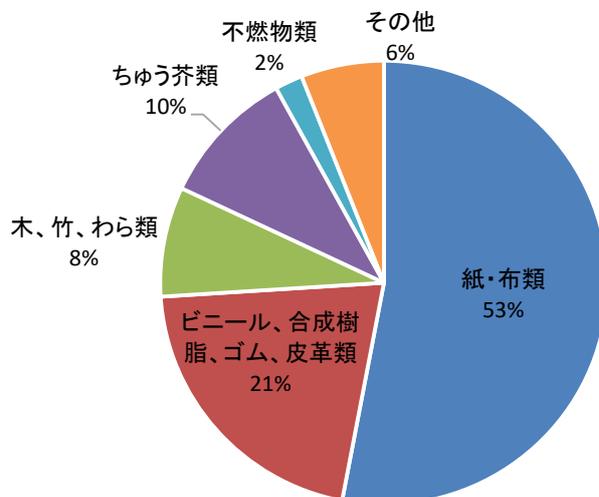


図 3-9 常総環境センターにおける可燃ごみ組成分析結果

クリーンポート・きぬにおける可燃ごみの組成分析の結果は次のとおりです。紙・布類が半分近くを占めており、ビニール・合成樹脂類は 1/4 程度を占めています。

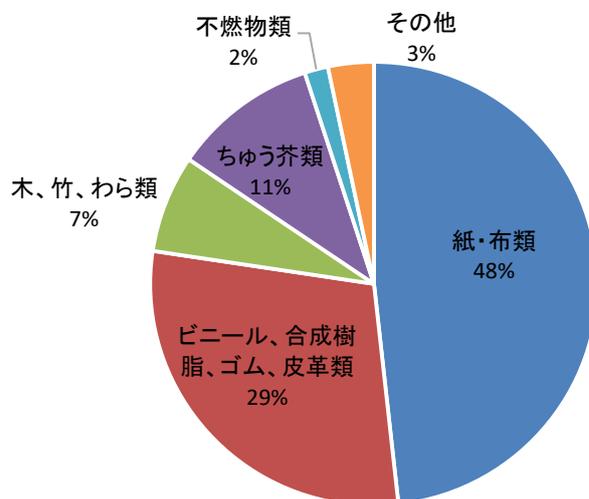


図 3-10 クリーンポート・きぬにおける可燃ごみ組成分析結果

9 ごみ処理経費の状況

ごみ処理経費の推移を見ると、平成30年度、令和元年度は建設改良費の影響でごみ処理経費が増加傾向にあります。また、1人当たりの経費及び1t当たりの処理経費は増加傾向にあります。

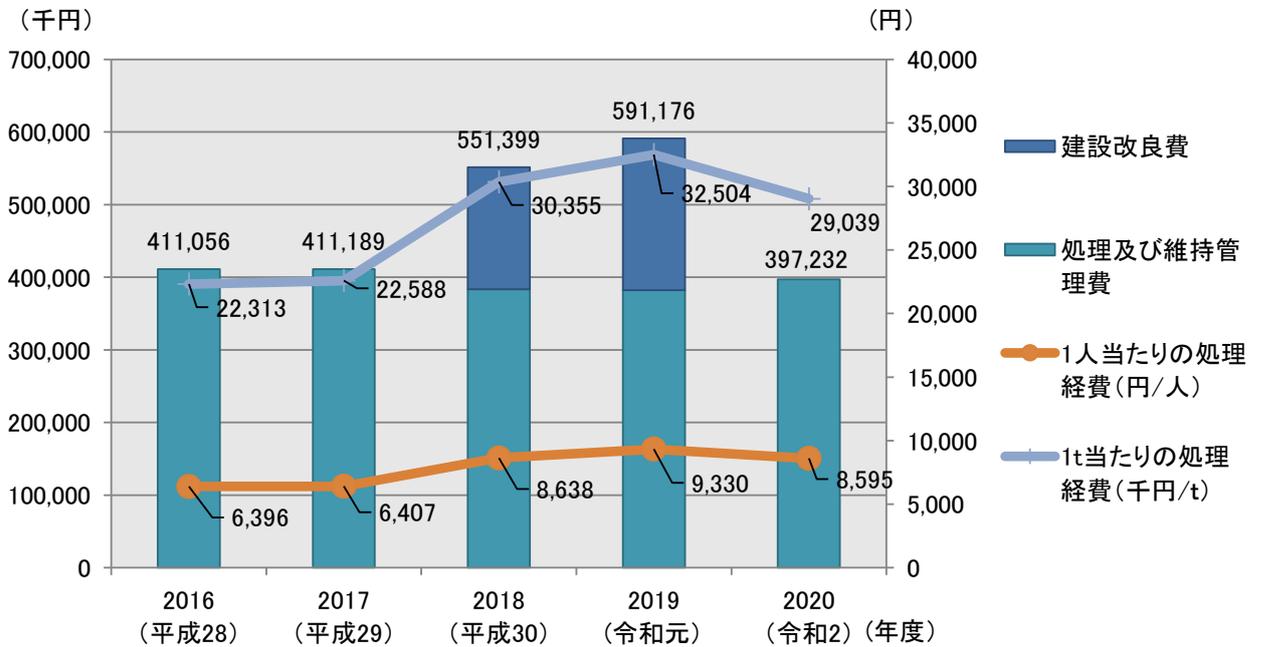


図 3-11 処理経費

第2項 ごみ処理の評価及び課題

環境省の「市町村一般廃棄物処理システム比較分析評価支援ツール（令和元年度実績版）」を利用し、産業構造、人口が類似している 97 市町村の平均と比較した結果を示します。

本市は、「廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント資源化量を含まない）」は比較対象市町村の平均より高くなっています。また、「人口1人1日当たりごみ総排出量」、「廃棄物のうち最終処分される割合」、「人口1人当たりの年間処理経費」、「最終処分減量に要する費用」は平均より低くなっています。

しかし、生活系ごみの排出量は増加傾向であること、資源ごみ量の減少から、更なるごみの発生抑制、分別の徹底が必要であると考えられます。

表 3-8 比較対象市町村の平均との比較結果

	A	B	C	D	E
	人口1人1日当たり ごみ排出量 (g)	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメン ト原料化等除く) (%)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (%)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
平均	941.1	15.6	8.9	11,937	35,679
常総市	834.0	16.9	7.4	7,992	25,270
指数値	111.4	108.5	117.0	133.1	129.2
指数の見方	指数が大きいほど ごみ排出量は少なくな る	指数が大きいほど 資源回収率は高くな る	指数が大きいほど 最終処分される割 合は小さくなる	指数が大きいほど1 人当たりの年間処 理経費は少なくなる	指数が大きいほど 費用対効果は高くな る

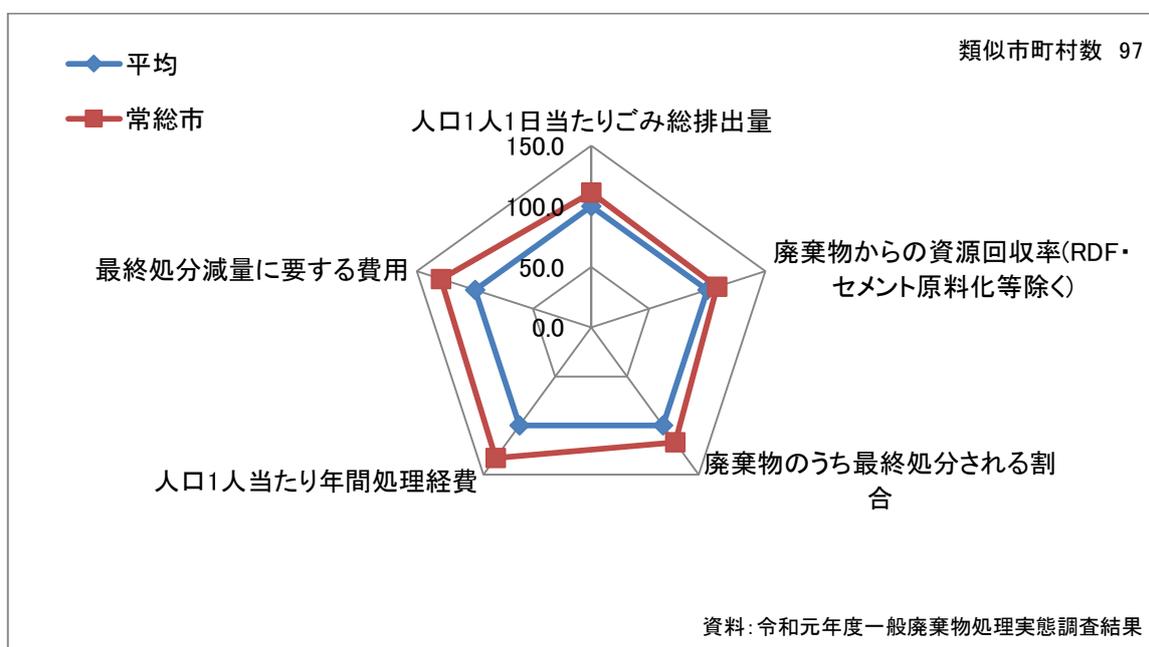


図 3-12 比較対象市町村の平均との比較結果

第3項 ごみの発生量及び処理量の見通し

ごみ排出量の予測フローを以下に示します。

国・県の基本方針（減量目標）との整合を図りながら、社会状況や地域性を踏まえ、実施する取り組み効果を考慮して、最適な数値目標を設定しますが、ここでは現状の傾向が継続した場合のごみ量（⑤ごみの排出量の予測）を算定します。

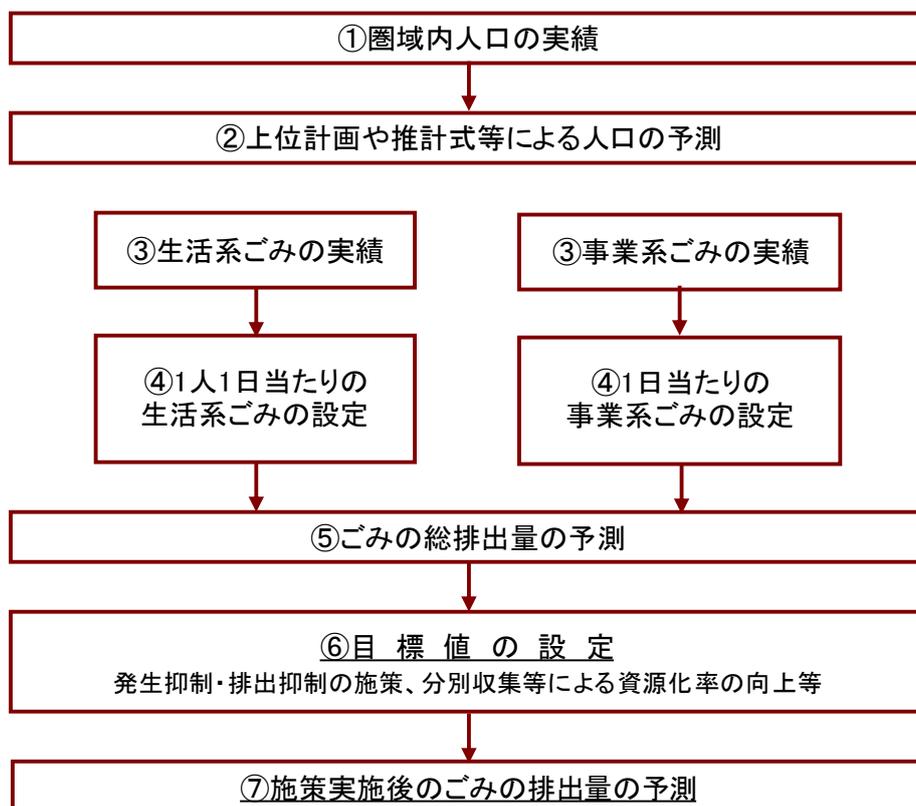


図 3-13 排出量の予測フロー

- ① 行政区域内人口の実績を整理します。
- ② 上位計画（総合計画など）により、将来の人口を予測します。
- ③ 生活系ごみ量、事業系ごみ量、集団回収量の過去 5 年間の実績を整理します。
- ④ ③の傾向を踏まえ、将来の 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ量、1 日当たりの事業系ごみ量、1 人 1 日当たりの集団回収量を予測式などを用いて設定します。
- ⑤ 設定した 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ量及び集団回収量に②将来の人口を乗じて年間排出量を算出します。事業系ごみ量は、設定した 1 日当たりの事業系ごみ量から年間排出量を算出します。
- ⑥ 目標値を設定します。国や県の目標を踏まえ、ごみの発生を抑える施策（リデュース）、ごみとしない再使用・再生利用する施策（リユース・リサイクル）など、既存の施策と新たな施策を検討し、削減量を決めます。
- ⑦ 施策の実施あるいは目標値の設定に合わせて、ごみの排出量、家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量、集団回収量を算出します。

1 行政区域内人口の予測

本市では、人口の現状と将来の展望を提示する「常総市人口ビジョン」（令和3年3月）を策定しており、この「常総市人口ビジョン」では、「人口の将来展望」を予測しています。本計画では令和2年度の実績と、5か年ごとの「人口の将来展望」を繋げた数値を将来の人口とします。

将来人口では、令和13年度に55,632人を見込んでいます。

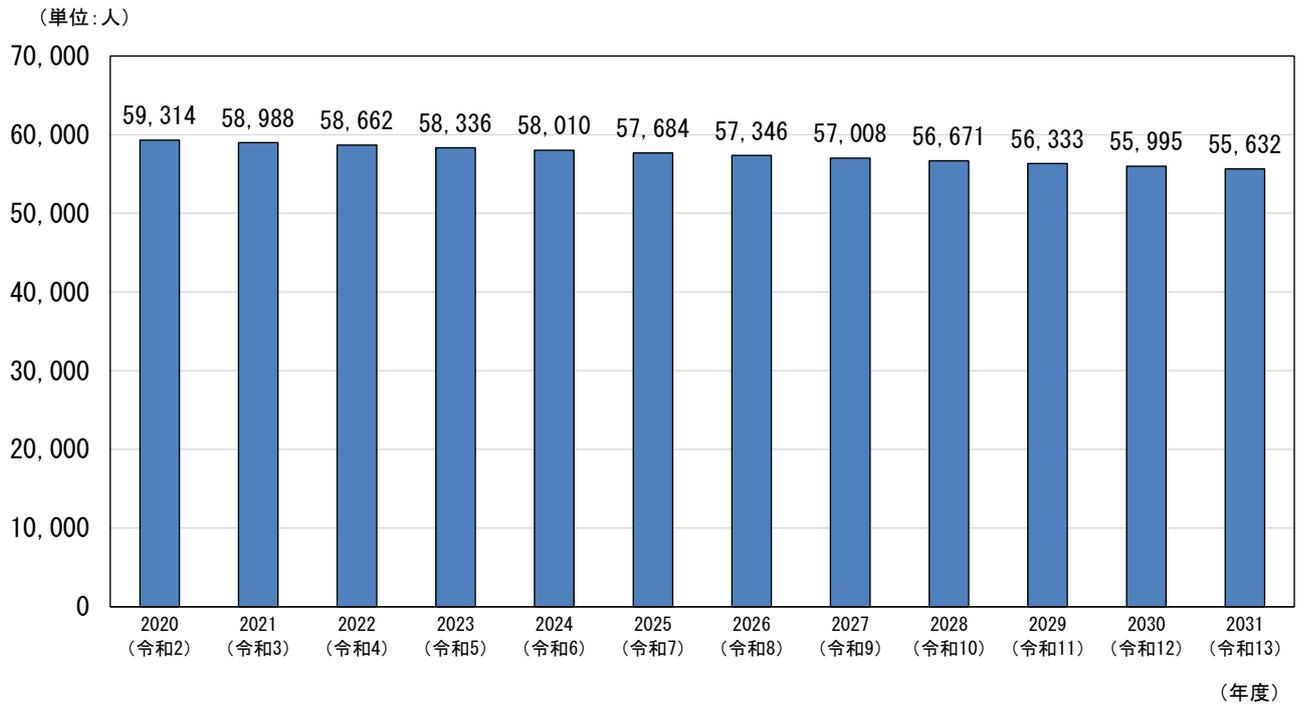


図 3-14 人口の予測結果

2 ごみ排出量の予測

現状の傾向が継続した場合のごみ排出量を以下に示します。

表 3-9 現状の傾向が続いた場合のごみ排出量

			2020 (令和2)	2027 (令和9)	2031 (令和13)	
ごみ排出量	人口		人	59,314	57,008	55,632
	生活系	可燃	t/年	10,696	10,620	10,568
		資源	t/年	1,339	1,176	1,147
		不燃	t/年	1,783	1,719	1,677
		粗大	t/年	581	560	547
		生ごみ	t/年	49	48	46
		有害	t/年	23	22	22
		合計	t/年	14,471	14,144	14,007
		事業系	可燃	t/年	3,063	2,562
	不燃		t/年	41	41	41
	合計		t/年	3,104	2,603	2,237
	生活系+ 事業系	可燃	t/年	13,758	13,182	12,764
		資源	t/年	1,339	1,176	1,147
		不燃	t/年	1,825	1,760	1,719
		粗大	t/年	581	560	547
		生ごみ	t/年	49	48	46
		有害	t/年	23	22	22
	集団回収量		t/年	640	1,068	1,042
	総合計		t/年	18,216	17,816	17,286
	1人1日当たり ごみの排出量	生活系 ごみ	可燃	g/人・日	494	509
資源			g/人・日	62	56	56
不燃			g/人・日	82	82	82
粗大			g/人・日	27	27	27
生ごみ			g/人・日	2	2	2
有害			g/人・日	1	1	1
合計			g/人・日	668	678	688
事業系		t/日	9	7	6	
集団回収量		g/人・日	30	51	51	
総合計		g/人・日	841	854	849	

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

1) 生活系ごみ

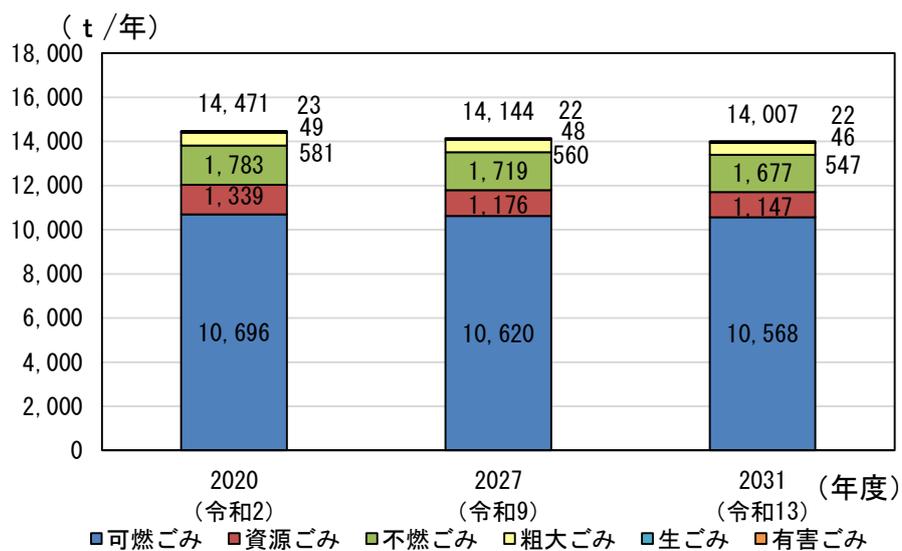


図 3-15 生活系ごみの見通し

2) 事業系ごみ

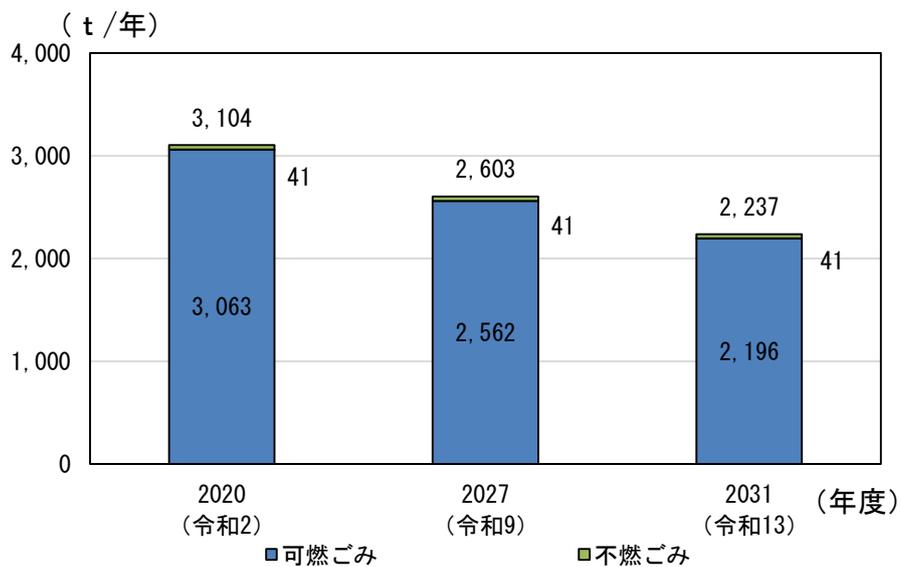


図 3-16 事業系ごみの見通し

3) ごみ総排出量

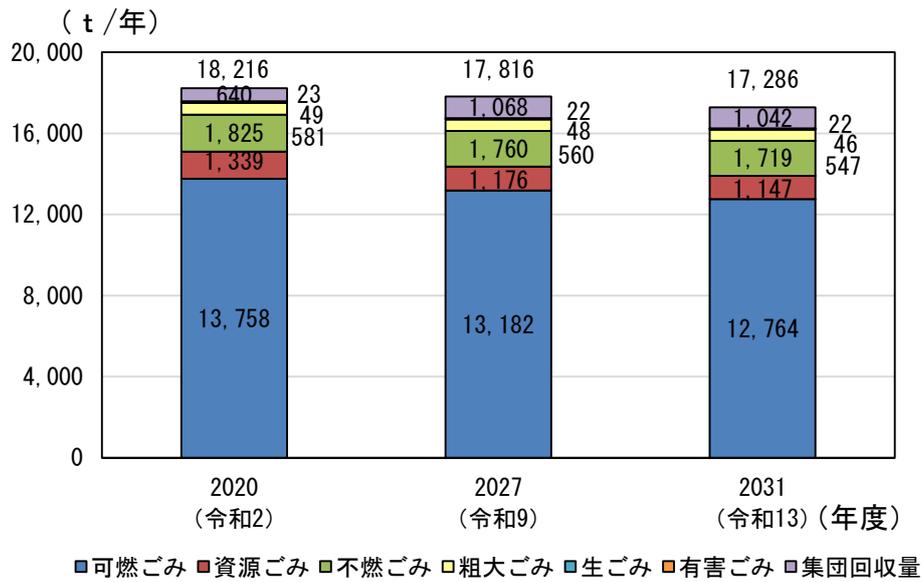


図 3-17 ごみ総排出量の見通し

第4項 国及び県の目標値

1 国の数値目標

国は、「環境基本法」や「廃棄物処理法」の整備を行ったほか、平成30年6月に策定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、第三次循環型社会形成推進基本計画で掲げた「質」に着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を、引き続き中核的な事項として重視しています。加えて、経済的側面や社会的側面にも視野を広げ、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「地域循環共生圏による地域の活性化」、「ライフサイクル全体での資源循環の徹底」、「適正処理の推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開」及び「循環分野における基盤整備」の7つの方向性を示しました。

令和元年5月には「プラスチック資源循環戦略」を策定し、令和12年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制、令和17年までに使用済みプラスチックを100%リユース・リサイクル等により有効利用、令和12年までにバイオマスプラスチック200万トン導入する目標を掲げました。また、令和3年6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布され、「プラスチック使用製品設計指針」、「特定プラスチック使用製品の使用の合理化」、「市町村の分別収集・再商品化」、「製造・販売事業者等による自主回収及び再資源化」及び「排出事業者の排出抑制及び再資源化等」について定めています。

表3-10 国の目標値

取組指標	目標値（2025（令和7）年度）
1人1日当たりのごみ排出量	約850g/人・日
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約440g/人・日

資料：第四次循環型社会形成推進基本計画

2 県の数値目標

茨城県では、県民や事業者、行政、廃棄物処理業者等の各主体が目標の共有や連携を図りながら、それぞれの立場における廃棄物の3Rや適正処理の取組を推進して、持続可能な循環型社会の形成を目指していくため、令和7年度を目標年度とする第5次茨城県廃棄物処理計画を定めました。

県の数値目標を次に示します。

表3-11 茨城県の目標値

取組指標	目標値（2025（令和7）年度）
1人1日当たりのごみ排出量	976g/人・日
ごみ排出量	980千t

資料：第5次茨城県廃棄物処理計画（令和3年3月）

第5項 基本目標

平成30年度に策定された「常総市環境基本計画」では、「みんなでつくる しあわせのまち じょうそう～あの人がいるから♥このまちがすき～だれもが 住みたくなるまち 『じょうそう』を目指す環境像とし、一般廃棄物の処理については、3Rの推進を通したごみの減量・資源の有効活用を推進していくこととしています。

この計画を受け、本計画においても3Rの推進を図っていくとともに、生ごみの資源化の促進、住民のライフスタイルの変化に伴うごみの多様化を踏まえた、循環型社会の構築を目指していくこととします。

ライフスタイル、意識の改革によるごみの発生抑制・再資源化の推進

持続可能な循環型社会を形成するため、市民・市民団体・事業者への生産・消費活動における廃棄物発生抑制の重要性の啓発を行うとともに、循環型社会形成推進基本法の理念を基に、3R活動の推進を図ります。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により定めた本計画に基づき、ごみの排出量の削減とリサイクル率向上のための取り組みを進めます。

適正処理の推進

行政やボランティアによる見回りやごみのポイ捨て及び不法投棄に対する啓発を徹底し、健やかな景観づくりを目指すとともに、分別不良ごみ問題や医療系廃棄物問題等、多種多様化するごみ問題に対応した取り組みを進めます。

危機管理体制の確立

近年多発している集中豪雨や、台風、震災等災害が発生した場合にも適正な処理が行えるよう、体制を整えます。

第6項 目標値の設定

国及び県のごみ減量化・再資源化目標を踏まえた上で、本計画に示す様々な取り組みを推進することにより次に示す数値目標の達成を目指します。

目標年度：令和13年度

- ・1人1日当たりの生活系ごみ排出量の内、可燃ごみを約50g削減（内11g資源化）を目指します。（令和2年度比）
- ・ごみの再資源化量を27%増やします。（令和2年度比）
- ・事業系ごみの減量化を推進するため、各種施策を講じます。

1 発生抑制・資源化目標の設定

生活系可燃ごみには、食べ残し等の生ごみ、紙類やレジ袋等のプラスチック、さらに生ごみに含まれる水分があります。

本市では、まず、必要なものを必要な量だけ購入する、不要なものは人に譲るなど発生抑制を進めます。また、生ごみは食べ残し等の削減と水切りを強化し、プラスチック類はワンウェイプラスチック等の削減を推進します。さらに、可燃ごみに含まれる紙類の分別収集の徹底や、生ごみの分別収集の推進により、可燃ごみに含まれる紙類や生ごみを削減し、資源として収集することにより、生活系可燃ごみを1人1日当たり約50g削減及び再資源化率の向上を目指します。

表3-12 生活系可燃ごみの内訳及び削減目標

		平均ごみ質 (湿ベース)	家庭系ごみ内 訳	原単位	削減目標	削減割合	
		%	t	g/人・日	g/人・日	%	
可燃 ごみ 組成	紙類	39	7,266	336	10	3	
	布類	4	745	34			
	木竹類	11	2,049	95	8	8	
	プラスチック類	16	2,981	138	10	7	
	ゴム・皮革類	5	931	43			
	ちゅう芥類 生ごみ		16	2,981	138	22	16
						(11)	8
						(11)	8
	不燃物類	3	559	26			
	その他	6	1,118	51			
合計	100	18,630	861	50			
不燃ごみ・粗大ごみ・有害ごみ			10,286	106	0	0	
削減目標 合計					50		

※ごみ質(湿ベース)は、常総環境センターの平成24年度から平成28年度の平均値で算出したものです。

2 目標を達成した場合のごみ排出量

可燃ごみの発生抑制をはじめ、可燃ごみに含まれる生ごみや紙類、プラスチック類等を削減し、目標を達成した場合の排出量は以下のとおりです。

表 3-13 目標達成した場合のごみ排出量

			2020 (令和2)	2027 (令和9)	2031 (令和13)	
ごみ排出量	人口	人	59,314	57,008	55,632	
	生活系	可燃	t/年	10,696	9,786	9,041
		資源	t/年	1,339	1,332	1,320
		不燃	t/年	1,783	1,719	1,677
		粗大	t/年	581	560	547
		生ごみ	t/年	49	131	209
		有害	t/年	23	22	22
		合計	t/年	14,471	13,550	12,816
		事業系	可燃	t/年	3,063	2,562
	不燃		t/年	41	41	41
	合計		t/年	3,104	2,603	2,237
	生活系+ 事業系	可燃	t/年	13,758	12,348	11,237
		資源	t/年	1,339	1,332	1,320
		不燃	t/年	1,825	1,760	1,719
		粗大	t/年	581	560	547
		生ごみ	t/年	49	131	209
		有害	t/年	23	22	22
	集団回収量		t/年	640	1,068	1,042
	総合計		t/年	18,216	17,221	16,095
	1人1日当たり ごみの排出量	生活系	可燃	g/人・日	494	469
資源			g/人・日	62	64	65
不燃			g/人・日	82	82	82
粗大			g/人・日	27	27	27
生ごみ			g/人・日	2	6	10
有害			g/人・日	1	1	1
合計			g/人・日	668	649	629
事業系		t/日	9	7	6	
集団回収量		g/人・日	30	51	51	
総合計		g/人・日	841	825	790	

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

1) 生活系ごみ

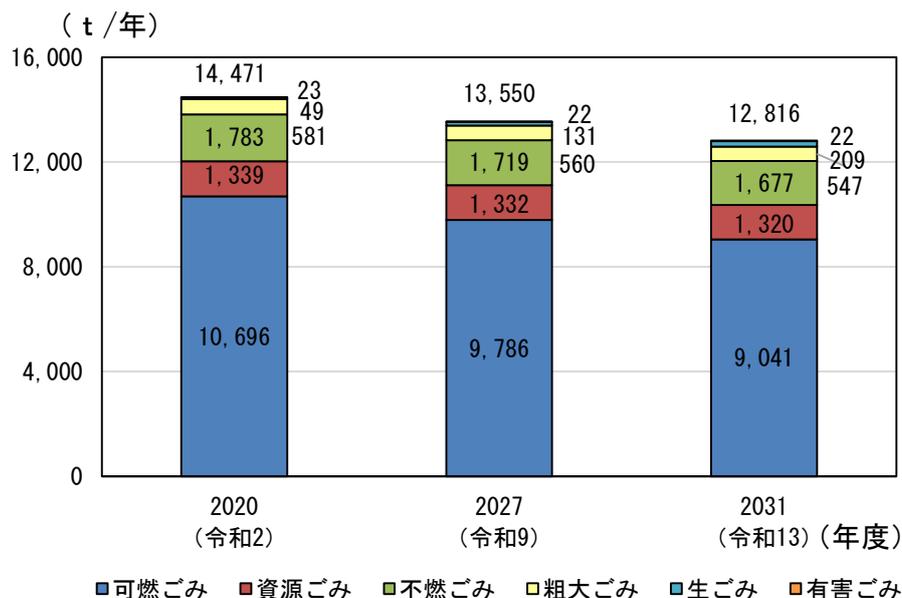


図 3-18 目標達成した場合の生活系ごみ排出量

2) 事業系ごみ

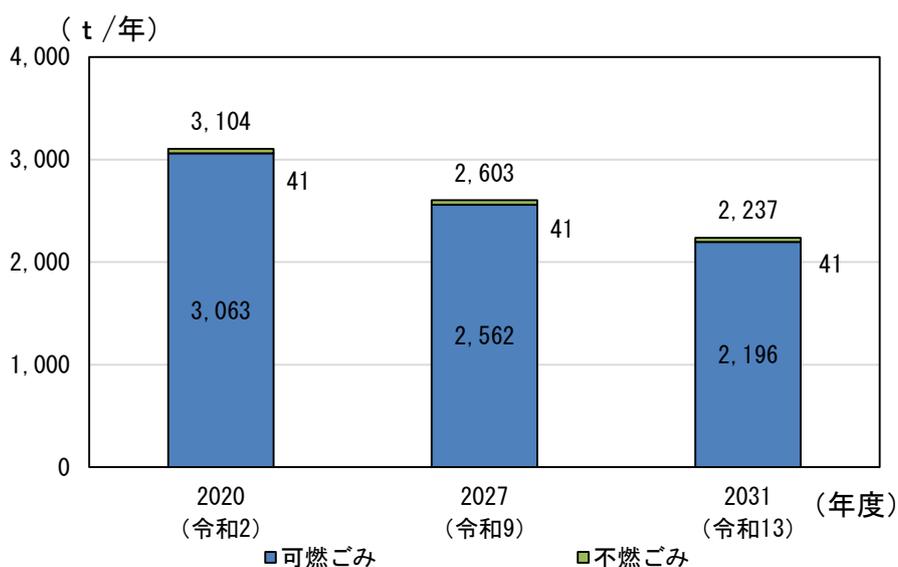


図 3-19 目標達成した場合の事業系ごみ排出量

3) ごみ総排出量

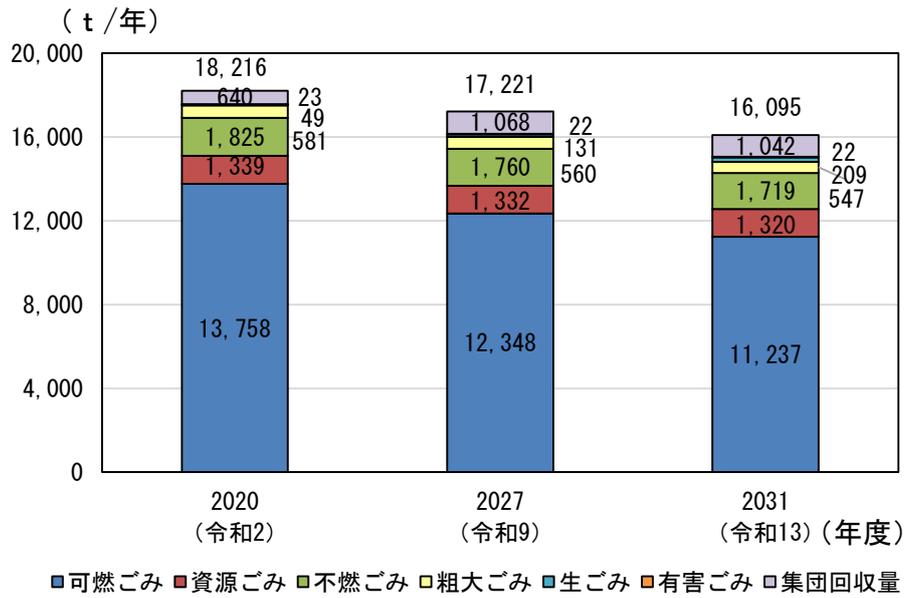


図 3-20 目標達成した場合の排出量

4) 再資源化量

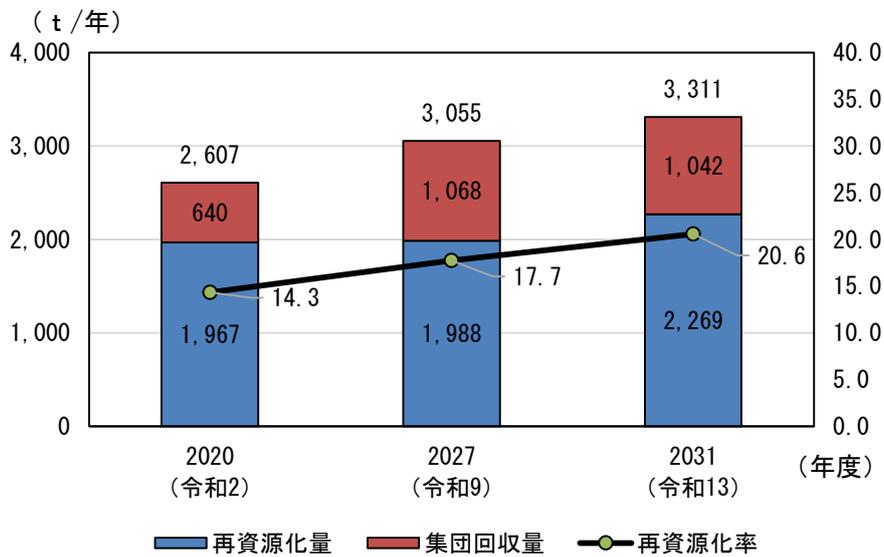


図 3-21 目標達成した場合の再資源化量と再資源化率

表 3-14 現状のまま推移した場合と目標達成した場合の値の比較

		2020 (令和2)	2027 (令和9)		2031 (令和13)	
		実績値	現状のまま推移 した場合	目標が達成した 場合	現状のまま推移 した場合	目標が達成した 場合
総排出量(集団回収,行政回収含む)	t/年	18,216	17,816	17,221	17,286	16,095
1人1日当たりの排出量 (集団回収,行政回収含む)	g/人・日	841	854	825	849	790
生活系ごみ	t/年	14,471	14,144	13,550	14,007	12,816
1人1日当たりの生活系ごみ	g/人・日	668	678	649	688	629
事業系ごみ	t/年	3,104	2,603	2,603	2,237	2,237
1日当たりの事業系ごみ	t/日	9	7	7	6	6
再生利用率	%	14.3	17.0	17.7	17.4	20.6
最終処分量	t/年	1,509	1,536	1,460	1,490	1,350

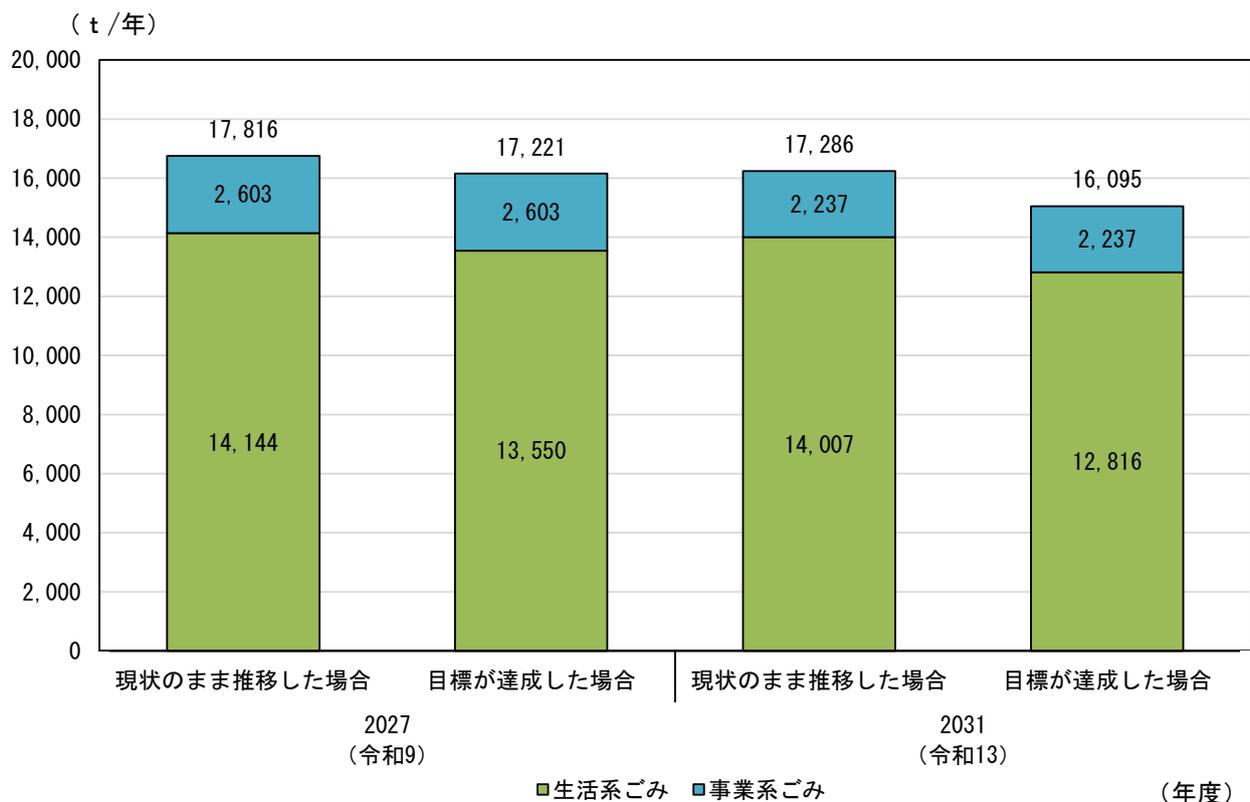


図 3-22 現状のまま推移した場合と目標達成した場合の値の比較

第7項 ごみの発生・排出抑制の方策

1 各種施策

発生抑制、資源化に関する施策を以下に示します。

①3R活動の推進

- ・3R活動の推進を図るため、市民・市民団体・事業者への啓発チラシの配布、広報紙やホームページ等での情報提供を行います。
- ・エコバッグの利用促進のための啓発活動を推進します。

② ごみの排出抑制と再資源化率の向上

- ・家庭用生ごみ処理容器等を購入する世帯への購入費補助と普及啓発を行い、生ごみを再利用（堆肥への活用等）する仕組みづくりを進めます。
- ・小型家電リサイクル法に基づく、使用済小型電子機器のリサイクルについて、専用回収ボックスの設置を実施し、携帯電話等の小型電子機器に含まれる希少金属の積極的な回収及び再資源化を推進します。
- ・ごみの排出量を削減するため、ワンウェイプラスチックの使用削減を推進し、プラスチックごみの削減を目指します。
- ・環境への負荷を低減していくため、食品ロス削減等、環境に配慮した事業活動を支援し、ごみの排出量の削減を推進します。
- ・生ごみの分別収集を推進します。

③ 事業者に対する資源化の助言・指導

- ・大規模事業用建築物の所有者に対して、再利用対象物の保管場所について設置状況を把握し、適正な減量化を行うよう指導します。

④ ごみの適正処理の推進

- ・分別不良ごみ問題や医療系廃棄物問題等、多種多様化するごみ問題について、組合及び近隣市町村と情報交換を図り課題解決に向けて連携します。
- ・広報紙やホームページを使い、ごみの分別方法に関する情報提供を幅広く行います。

⑤ 事業者の分別徹底

- ・事業系ごみの排出業者にリサイクル減量化を徹底するよう指導します。

⑥ ごみ問題に関する説明会やイベントの実施

- ・小学校や自治会でごみ問題に関する説明会やイベントを実施し、ごみ減量化、リサイクルへの意欲向上を促進します。

2 市民・事業者の役割

1) 市民の役割

- ① ごみ減量化施策の促進
 - ・「もったいない」意識の和を地域に広げ、使い捨て商品避け、長期的に使用可能な商品を選択し、ごみの発生抑制に努めます。
- ② ごみ減量化の促進
 - ・再生品や詰め替え品等環境配慮製品を積極的に利用し、ごみの削減に努めます。
- ③ 簡易包装に対する協力
 - ・過剰包装に気をつけ、簡易包装商品を積極的に選択します。
- ④ 資源物の分別徹底
 - ・資源化可能な紙類、衣類、缶、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装はごみとして出さずに資源物として分別を徹底します。
- ⑤ ごみ排出のルールへの遵守
 - ・資源物・ごみの分別を徹底し、収集日や時間を遵守します。
- ⑥ マイバック、マイハシ等の持参によるごみの減量化
- ⑦ 生ごみの減量化
 - ・生ごみは多くの水分を含むことから、水切りを徹底することで減量化できるとともに、可燃性もよくなるので水切りの徹底の普及に努めます。

2) 事業者の役割

- ① 資源物の分別徹底
 - ・事業所から排出される、資源化可能なものはごみとして捨てないで積極的に資源物としてリサイクルするように努めます。
 - ・大規模事業用建造物の所有者については、再利用保管場所の利用を適正に行い、資源物の分別を徹底します。
 - ・事業系資源物の自己処理等により事業系ごみを減らします。
- ② ごみ排出の適正化
 - ・廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物とに分けて、自らの責任により適正に処理します。

3 収集運搬計画

1) 収集運搬に関する目標

分別排出されたごみは、迅速かつ衛生的に収集運搬し、資源化及び適正な処理・処分を実施し、住民サービスの向上を図ります。また、ごみ集積所の適正な維持管理と排出マナーを守るよう、継続して啓発をしていきます。

2) 収集運搬に関する施策

現在の分別方法、収集・運搬方法を今後も継続し、推進していくものとします。

4 中間処理計画

1) 中間処理に関する目標

本市で発生したごみは組合で処理しています。組合に搬入されたごみは、資源化を進め、安全かつ衛生的に処理を行います。

2) 中間処理に関する施策

可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物で組合に搬入されたものについては、選別・処理等を行っています。資源を有効利用し、更なる減量化を推進します。

5 最終処分計画

1) 最終処分に関する目標

最終処分量を削減するため、資源物の分別収集を継続していきます。

2) 最終処分に関する施策

最終処分については、組合及び構成市町と協議のうえ、推進していくものとします。

6 その他施策など

1) 不法投棄対策

廃棄物を適正処理するためには応分の費用負担を伴いますが、その認識がない人により不法投棄されると、環境保全に大きな影響を及ぼします。

不法投棄を防止するため、啓発活動を行うとともに、不法投棄防止パトロールの実施や市民の協力を得ながら監視体制の強化を図ります。特に社会的な影響が大きく悪質であると判断された場合には、警察との連携により対応していきます。

2) 医療廃棄物対策

医療廃棄物は、「在宅医療に伴って発生する廃棄物」と「医療機関などから発生する廃棄物」に大きく分類されます。そのうち、在宅医療に伴って発生する廃棄物については、一般廃棄物であり、市町村に処理責任があります。

しかし、これらの廃棄物のごみとして排出されると、生活系ごみ収集時に注射針による針刺し事故等発生危険性があります。そのため、注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物処理するよう市民に指導しています。

高齢化社会の進展、医療技術の進歩、介護保険法の施行などに起因して、今後ますます在宅医療が増加することが予想されます。そのため、今後も医療機関と連携しながら医療廃棄物処理対策に取り組んでいきます。

3) 地球温暖化対策

地球温暖化問題は、地域レベル・全国レベルで対策が必要とされており、地球温暖化対策を推進するため、茨城県では茨城県地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガス排出量の削減に向けて各種の施策を進めています。(平成23年4月策定、平成29年3月改定)本市でも温室効果ガス排出量の削減を進めるため、可燃ごみの削減を進め、循環型社会や低炭素社会の実現を目指します。

4) 災害廃棄物対策

「平成27年9月関東・東北豪雨」などの被災時の教訓を活かすとともに、本市の災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物の選別再資源化、適正処理を推進します。

第8項 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

処理体制については、現行体制を継続しますが、老朽化が進む処理施設「常総環境センター」及び「クリーンポート・きぬ」については、長寿命化総合計画を踏まえ、必要な修繕・整備工事の実施により、できる限り施設の長寿命化を図りながら安定的な処理体制を確保するため、施設の予防保全を図るとともに、将来的な施設の更新を踏まえた検討を組合及び構成市と協議していきます。

第4章 生活排水処理基本計画

第1項 生活排水を取り巻く社会情勢

1 関係法令

水質汚濁の防止などに関しては様々な法律が施行されており、こうした法律に基づいて水質汚濁の防止、生活排水処理施設の整備などが行われています。

関連法の概要を次に示します。

表 4-1 関連法の概要

年	月	関連法	概要
1970年 (昭和45年)	12月	水質汚濁防止法施行	工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進することなどによって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全することなどを目的としています。
1983年 (昭和58年)	5月	浄化槽法施行	公共用水域などの水質の保全などの観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。
1958年 (昭和33年)	4月	下水道法施行	公共下水道、流域下水道などの設置その他の管理の基準などを定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的としています。

2 国・県の計画

国及び県では、生活排水の対策と生活排水処理施設の整備を推進するための計画を定めています。次に生活排水対策に関する国・県の計画の経過を示します。

表 4-2 国の方針・県の計画などの経過

年	月	関連する計画など
1996年 (平成8年)	3月	生活排水ベストプラン（茨城県）
2003年 (平成15年)	10月	社会資本整備重点計画（国）
2009年 (平成21年)	3月	第2次社会資本整備重点計画（国）
2012年 (平成24年)	8月	第3次社会資本整備重点計画（国）
2015年 (平成27年)	9月	第4次社会資本整備重点計画（国）
2016年 (平成28年)	3月	第4次茨城県廃棄物処理計画（茨城県）
2021年 (令和3年)	3月	第5次茨城県廃棄物処理計画（茨城県）

第2項 生活排水処理の状況

1 生活排水処理体系

本市の生活排水の処理体系を次に示します。

本市から排出されるし尿や浄化槽及び農業集落排水は、常総衛生組合「クリーンセンターきぬ」及び下妻地方広域事務組合「城山公苑」で処理を行っています。

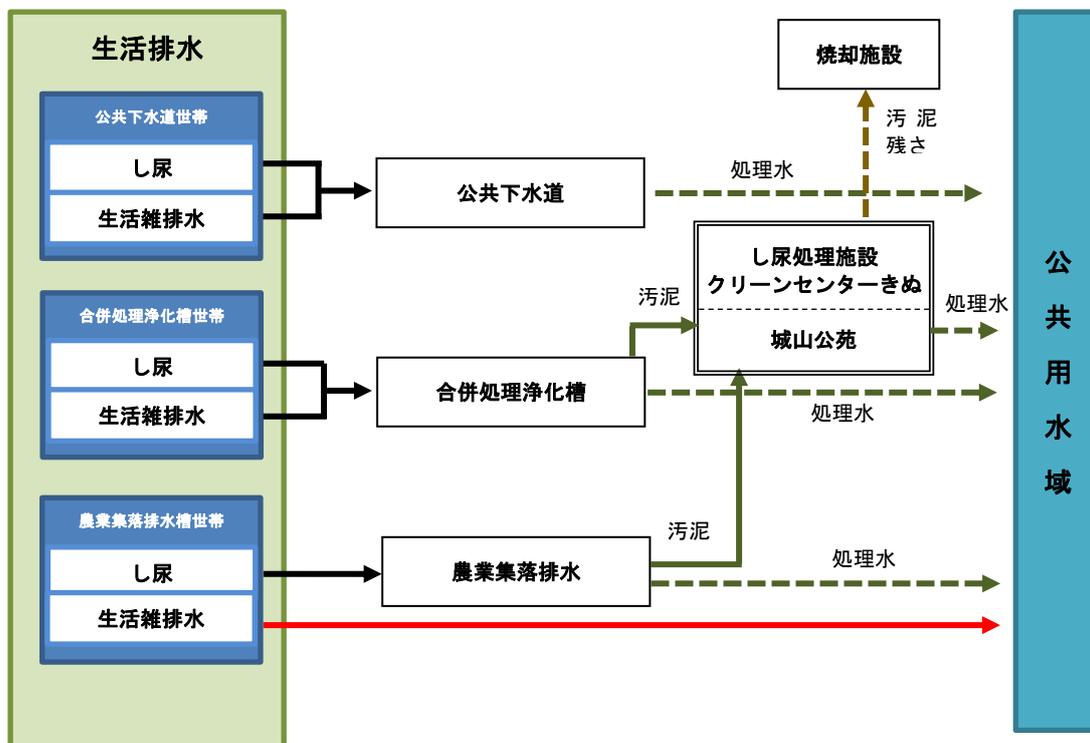


図 4-1 生活排水の処理体系

注) 「生活排水」とは、し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂などからの排水をいい、「生活雑排水」とは、生活排水のうちし尿を除くものをいいます。「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域をいいます。

2 生活排水処理形態別人口

本市の処理形態別人口の推移を次に示します。

下水道及び合併浄化槽の普及により、生活排水処理率が増加しています。

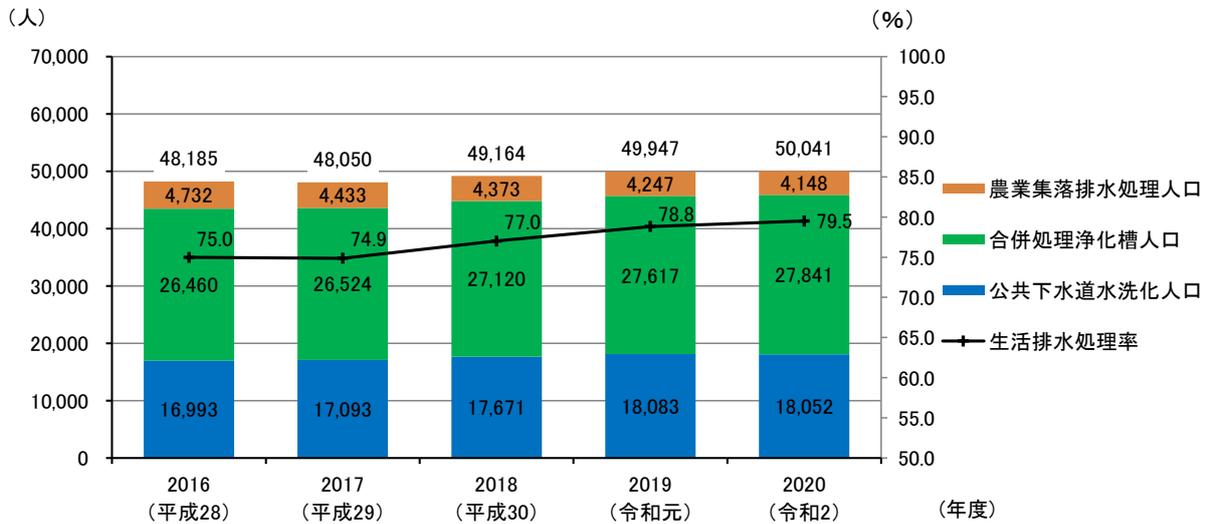


図 4-2 処理形態別人口

3 中間処理

1) 中間処理の概要

収集したし尿及び浄化槽汚泥は、常総衛生組合クリーンセンターきぬ及び下妻地方広域事務組合城山公苑で処理を行っています。

2) し尿処理施設の概要

組合のし尿処理施設の概要を次に示します。

表 4-3 し尿処理施設の概要（クリーンセンターきぬ）

施設名称	常総衛生組合 クリーンセンターきぬ
所在地	茨城県つくばみらい市小絹 1450
竣工年月	平成 10 年 3 月 20 日
敷地面積	13,315 m ²
延床面積	2,996.45 m ²
処理能力	100 kℓ/日（し尿：54 kℓ/日、浄化槽汚泥：46 kℓ/日）
処理方式	標準脱窒素処理方式＋高度処理

表 4-4 し尿処理施設の概要（城山公苑）

施設名称	城山公苑
所在地	茨城県常総市馬場364番地
竣工年月	昭和59年11月
敷地面積	31,876.22 m ²
延床面積	1,868.13 m ²
処理能力	130 kℓ/日
処理方式	高負荷脱窒素処理方式（I Zジェットエアレーションシステム）

4 最終処分、再資源化

クリーンセンターきぬ及び城山公苑での中間処理後の処理水は、鬼怒川へ放流し、処理後に発生するし渣及び汚泥は焼却処理施設で焼却処分をしています。

5 生活排水処理の課題の整理

課題1：合併処理浄化槽の適正な維持管理

合併処理浄化槽は、設備費用が安価で、設置に要する時間が極めて短く、投資効果の発現も早いという利点を持っています。ただし、維持管理が適正に行われな限り、その処理性能を発揮することはできません。そのため、合併処理浄化槽の維持管理方法について、常に指導をしていく必要があります。

課題2：収集・運搬

下水道の普及により、し尿・浄化槽汚泥の収集量が年々減少していくことが見込まれます。今後もし尿・浄化槽汚泥の収集量が減少することが予想されることから、その減少に合わせた収集を計画し、効率的に収集していくことが必要です。

第3項 基本方針

生活排水処理を積極的に推進していくことは、水環境の保全と公衆衛生の確保を図るうえで重要なことです。その対策の必要性和緊急性は、社会的に深く認識されるようになってきました。こうした状況の中で、「常総市環境基本条例」や「常総市環境基本計画」において、市民・事業者・行政が協働して、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の形成を目指すこととしています。

以上のことを踏まえて、生活排水処理システムの確立を目指すため、次に示す項目を生活排水処理の基本方針とし、これらの基本方針に沿って快適な環境都市を実現していくこととします。

生活雑排水の適正処理の推進

公共用水域の水質保全のために、生活雑排水の処理が可能な公共下水道及び合併処理浄化槽への転換を図っていきます。

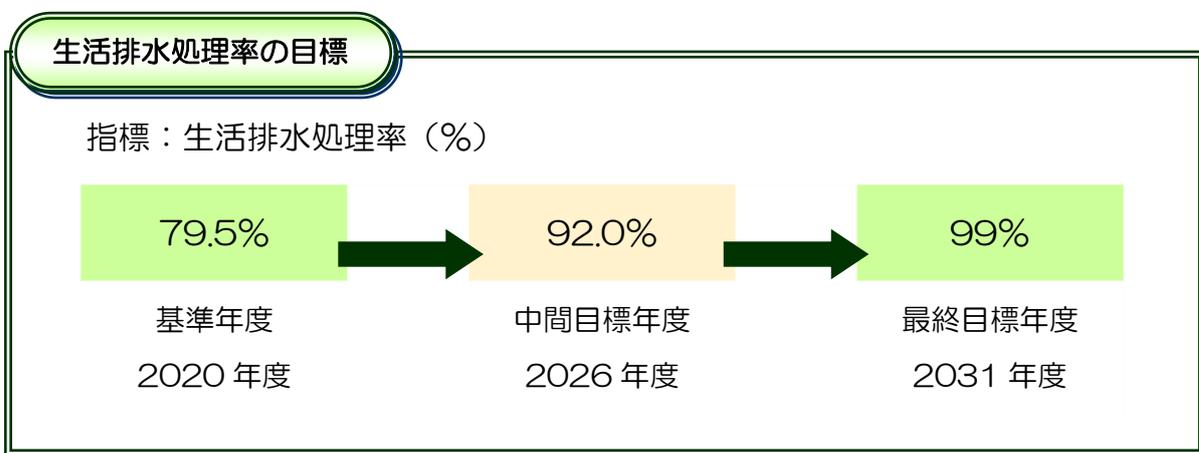
効率的なし尿・浄化槽汚泥処理システムづくりの推進

今後、減少が予想されるし尿・浄化槽汚泥を効率的に収集・処理できるシステムづくりに努めます。民間のノウハウを活用し、安定的な運転管理に対するニーズに対応します。

基本目標

本計画に基づき市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすことにより、次に示す数値目標の達成を目指します。

1 生活排水処理率の目標



2 生活排水処理形態別人口及の見通し

生活排水処理形態別人口の見通しを以下に示します。

表 4-5 生活排水処理形態別人口の見通し

区分	年度	2020 (基準年度)	2026 (中間)	2031 (目標)
公共下水道人口	人	18,052	18,849	19,024
農業集落排水処理人口	人	4,148	3,521	3,142
合併処理浄化槽人口	人	27,841	30,321	31,917

第4項 生活排水処理基本計画

1 普及・啓発計画

取り組みの目標

適切な生活排水処理が行われるよう、市民・事業者への普及啓発活動を推進します。

①合併処理浄化槽の維持管理の徹底

合併処理浄化槽が正常な機能を発揮するためには、適切な維持管理が必要となります。そのため、各種の普及啓発活動を行い、浄化槽管理者への清掃及び保守点検の必要性について、周知徹底を図ります。

また、市が設置・管理を行う戸別合併処理浄化槽の利用も併せて推進していきます。

2 収集・運搬計画

取り組みの目標

本市で発生するし尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に処理するため、し尿及び浄化槽汚泥の収集の需要に応えるべく、収集体制の効率化、円滑化を図ります。

①減少に伴う収集運搬体制の見直し

し尿及び浄化槽世帯の減少に伴い、収集運搬体制の見直しを行います。

3 中間処理計画

取り組みの目標

本市で発生するし尿及び浄化槽汚泥を衛生的に処理するため、し尿及び浄化槽汚泥の処理量に応じた、処理体制の効率化、円滑化を図ります。

①し尿処理施設の機能維持

し尿及び浄化槽汚泥の処理量の減少により、し尿処理施設としての機能を維持していくため、市と組合が協議して進めていきます。

②減少に伴う中間処理体制の見直し

し尿及び浄化槽汚泥の処理量の減少により、し尿処理施設としての機能を維持していくため、市と組合が協議の上、予防保全を図ります。

4 その他の施策など

①災害時の廃棄物処理に関する対策

災害時における廃棄物の処理等においては、バキューム車の確保が重要なことから、効率的収集と合わせて、災害時の対応についても委託業者及び近隣市や本市災害協定締結市とも相互支援の協力体制を図っていきます。

ごみに関する主な用語の説明



一般廃棄物

廃棄物処理法で定められており、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。主に、家庭から排出される生ごみや粗大ごみ、し尿、事業所から排出される紙くずなどをしめす。



家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

特定家庭用機器の適正な収集運搬や再商品化等の実施を促し、廃棄物としての排出を抑制するとともに、再資源化を推進するために定めた法律。エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機が特定家庭用機器として指定。



環境基本法

環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めた法律。



感染性廃棄物

医療機関、研究機関などから排出される、感染性の病原体の付いた、また付いている恐れのあるごみ。産業廃棄物の一種。使用済みの注射針や血液などの付いたガーゼなど。



乾ベース、湿ベース

ごみの組成分析（紙やプラスチック、生ごみ等の含有率）を行うときに、排出されたままのごみで水分が含まれている状態を湿ベース、乾燥させて分析する場合を乾ベースという。



キルン式ガス化溶融炉

ごみを熱分解ガス化して燃焼するとともに、灰分を溶融する炉のこと。ごみ中の灰を溶融してスラグとして回収し、回収されたスラグは、コンクリート用骨材やアスファルト道路用材料として再利用できる。



小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等には有用な金属が含まれているにも関わらず、それらが廃棄されていることから、再資源化を推進するために定められた法律。



コンポスト

生ごみや落ち葉、雑草などを発酵させて堆肥として使うもの。有機物が微生物により完全に分解された肥料。



災害廃棄物

地震や台風など巨大な災害が発生した際に発生するがれきなどの廃棄物。



産業廃棄物

廃棄物処理法で定められており、産業廃棄物は、燃えがら、汚泥、廃プラスチック類、鋳さい、建設廃材、畜産農業にかかわる動物の死体やふん尿など20種。事業者処理が義務付けられている。



循環型社会

製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進されることが基本となる社会形態。



集団回収

市民が団体をつくり、収集の日時や場所を決め、定期的に紙類（新聞、雑誌、ダンボール及び飲料用の紙パック）や布類、ビン類、金属類などを集め、資源回収業者に引き渡す活動。



食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

食品関連事業者から排出される食品廃棄物等について、その排出抑制と資源としての有効利用を推進するために定められた法律。



食品ロス

まだ食べられるのに捨てられている食べ物。小売店での売れ残り・期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し・食材の余りなど。



ストーカ式

階段状または櫛状の火格子である「ストーカ」の上で、ごみを移動させながら処理する焼却炉。



ストックヤード

搬入されたごみや、処理された資源物を一時的に貯留する施設。コンクリートなどで仕切られている。



3R（リデュース、リユース、リサイクル）

リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用）の3つのRに取り組むことでごみを限りなく少なくし、そのことでごみの焼却や埋立処分による環境への悪い影響を極力減らすことと、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（＝循環型社会）をつくろうとするもの。



ダイオキシン恒久対策

ダイオキシン類の発生を抑えるため、ごみ焼却炉の燃焼の安定化、ダイオキシン類除去のための排ガス処理施設の設置、焼却灰・飛灰処理施設の設置等の対策。



ちゅう芥類

台所から出る野菜のくずや食べ物の残りなどのごみ。



中間処理施設

廃棄物を埋立処分する前に、選別・減量などの処理をすることをいい、中間処理施設とはそのような廃棄物を処理する設備を備えた施設をいう。選別は、廃棄物の中から再利用（リサイクル）できる金属類やビン、缶、ペットボトルなどを選別すること。減量は、木屑、繊維くず、紙くずなどを焼却、破砕すること、また汚泥などの脱水すること。



長寿命化対策

ごみ焼却炉等のインフラ（社会基盤）を長く利用し、建て替えの回数を減らし、建設費用等を削減するために、定期的に補修を行うこと。



低炭素社会

地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって実現を目指す。



廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として定めた法律。



マイバッグ

レジ袋の使用を削減するため、個々で購入する買い物袋。このマイバッグの持参率を上げ、レジ袋の削減を促す行動を「マイバッグ持参運動」という。



リターナブル容器

ビールびんや一升びんなどの使用済みの容器を回収、洗浄して再び使用する繰り返し使用が可能な製品のこと。

